第２次新潟市障がい者計画
第３期新潟市障がい福祉計画

平成24年３月　新潟市

はじめに

本市は，多様な歴史と独自の文化をもった15市町村による合併を経て，本州日本海側初の政令指定都市として平成19年４月に新たなスタートを切り，５年が経過いたしました。

その間には平成23年８月に障害者基本法の改正が行われ，障害者総合福祉法（仮称）の骨格に関する提言が国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会から提出されるなど，障がい者を取り巻く社会環境は大きく変動しています。

こうした中，このたび，「障がいの有無にかかわらず，全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら，安心して暮らすことのできる共生社会」を目指す「第２次新潟市障がい者計画」と，障がい福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていくための「第３期新潟市障がい福祉計画」を策定いたしました。

２つの計画では，「地域生活の支援体制の充実」，「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」，「地域社会の障がいに関する理解の促進」を基本目標として，障がい者の入所施設から地域生活への移行や，福祉施設から一般就労への移行など，地域で暮らすために必要な支援をこれまで以上に進めていくこととしています。

これらの目標を実現し，障がいの有無にかかわらず，誰もが安心して暮らすことのできる地域社会をつくり上げていくためには，行政や関係機関・団体だけではなく，市民の皆さまのご理解とご協力が不可欠です。

今回策定した２つの計画に基づき，「安心と共に育つ，くらし快適都市」の実現に向けて取り組んでまいりますので，皆さまの一層のご支援，ご協力をお願い申し上げます。

結びに，この計画の策定にあたり，熱心にご審議，ご検討いただきました「新潟市障がい者施策推進協議会」の委員の皆さまをはじめ，アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました多くの皆さまに，心より感謝申し上げます。

平成24年３月

新潟市長　篠　田　　昭

市民憲章

わたしたちのめざす新潟

信濃、阿賀野のゆたかな川の流れが海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。日本海に沈む夕日が美しい。海のかなたの国ぐににむけて開かれたこの港まちは、流れのほとりの木のように、いよいよ育ち、栄えている。人びとは、昔から、力を合わせ、ねばり強く、この自由な開かれたまちを築いてきた。

さあ、わたしたちも、いま、たしかな一歩を踏み出そう。

わたしたちが望む新潟をめざして！

ゆたかな海の幸と田畑のみのり。
新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。

働くよろこび、憩いの静けさ。
新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。

すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。
新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。

はぐくむ心が、いのちを育てる。
新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

海のむこうは、友となる国ぐに。
わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。

（平成元年４月１日制定）

「障がい」の表記について

新潟市では，「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から，この計画を含めて，原則的にひらがなで表記することとしました。

ただし，法律名や固有名詞などは，漢字で表記しています。

第２次新潟市障がい者計画

目　次

第１部　総論……1
1　計画策定の趣旨……1
2　計画の位置づけ……1
3　基本理念および基本目標……2
4　計画の期間……3
5　障がい者とは……3
6　計画の構成……4
7　新潟市における障がい者の状況……6
8　新潟市における障がい者のニーズ……13
第２部　各論……19
1　地域生活の支援……19
(1)　相談支援体制の充実……19
(2)　在宅サービスの充実……21
(3)　経済的な支援……22
(4)　サービス基盤の充実……23
(5)　地域生活を支える人づくり……24
(6)　スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援……25
(7)　情報提供・コミュニケーション支援の充実……26
(8)　権利擁護の推進……27
2　保健・医療・福祉の充実……28
(1)　障がいの予防と早期の気づき・早期の支援……28
(2)　医療およびリハビリテーションの充実……29
(3)　精神保健と医療施策の推進……30
3　雇用促進と就労支援……32
(1)　雇用促進と一般就労の支援……32
(2)　福祉施設等への就労の支援……33
4　療育・教育の充実……35
(1)　就学前療育の充実……35
(2)　学校教育の充実……35
(3)　放課後等活動の充実……36

目　次

5　生活環境の整備…… 38
(1)　住宅環境の整備…… 38
(2)　安心・安全なまちづくりの推進…… 38
(3)　防災対策および災害時支援体制の整備…… 39
6　啓発・広報活動の推進…… 41
(1)　障がいと障がい者に対する理解の普及…… 41
(2)　福祉教育の推進…… 41
(3)　ボランティア活動の支援・推進…… 42
第3部　計画の推進に向けて…… 44
1　庁内の協力体制…… 44
2　当事者団体，民間事業者，ボランティア団体との協力…… 44
3　計画の推進…… 44
（参考資料）主な事業の概要…… 45

資料編
1　計画策定関係資料…… 63
(1)　計画の策定経過…… 63
(2)　新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿…… 65
(3)　新潟市障がい者施策審議会条例…… 66
2　主な用語解説…… 68
3　障害者基本法…… 78

第１部　総　論

１　計画策定の趣旨

本市では，平成19年３月に「新潟市障がい者計画」を策定し，障がいの有無にかかわらず，安心して暮らすことのできる地域社会の実現を基本理念に，すべての障がい者の自立した地域生活と社会参加の促進を目指して障がい者施策に取り組んできました。

しかし，障がい者をめぐっては，障がいの重度化・重複化，障がい者本人や家族等の高齢化が進み，新たな課題も生じてきています。

平成18年12月に，国連総会において障害者の権利条約が採択され，平成19年９月に日本政府もこの条約に署名，国内法の整備が必要とされるなど，国内外とも障がい者施策に関する状況がめまぐるしく変化しています。

平成21年９月には，「障害者自立支援法」廃止の方針が示され，同年12月には国の障がい者制度の集中的な改革を行うために「障がい者制度改革推進本部」が設置され，改革の具体的検討を進めていくための「障がい者制度改革推進会議」において障がい者施策に関する様々な議論が行われており，平成25年度には「障害者総合福祉法（仮称）」を施行することとしています。

また，「障害者基本法」が平成23年７月に成立，８月に施行され，基本的な障がい者施策の方向性について新たな考え方が示されるとともに，「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月より施行されます。

こうした障がい者を取り巻く状況や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに，現行の「新潟市障がい者計画」の実績やアンケート調査の結果を踏まえ，新潟市の地域特性に対する課題の解決に取り組み，障がい者が地域において安心して暮らすことのできる共生社会を目指し，地域生活の支援，保健，医療，雇用，教育，生活環境，危機管理，啓発・広報など幅広い分野を対象とした新たな障がい者施策の総合的な計画を策定します。

２　計画の位置づけ

この計画は「新・新潟市総合計画」を上位計画とする計画で，「障害者基本法第11条第３項」の規定に基づく，「障害者計画」であり，今後の障がい者施策の基本

的方向を定めるものです。従って，「新・新潟市総合計画」とも整合性のある計画となっています。

３ 基本理念および基本目標

【基本理念】

> **障がいの有無にかかわらず，全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら，安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。**

障がいの有無にかかわらず，相互に人格と個性を尊重しあう共生社会をつくるためには，障がい者が生活において受ける制限を排除し，障がい者の自主性が十分に尊重され，自らの決定・選択に基づき，社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できる地域社会を実現していく必要があります。

第２次計画においては，「地域生活の支援体制の充実」，「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」，「地域社会の障がいに関する理解の促進」を基本目標に掲げ，保健，医療，雇用，教育などの総合的な連携のもと，自立した地域生活を支援する施策を推進し，全ての市民が安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

【基本目標】

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう，障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに，身近な事柄を気軽に相談できる体制等の充実を図り，地域全体で障がい者とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と，退院可能な精神障がい者の地域生活への移行のために，様々な基盤整備を行ないます。

障がいのある人の健康の保持および増進に努めるとともに，障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう，雇用の促進や就労を支援するとともに適切な療育・教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

地域社会の障がいに関する理解の促進

障がいの有無にかかわらず，互いに人格と個性を尊重し，共に支えあう社会作りを推進するために，障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに，環境の整備にも努めます。

4 計画の期間

本計画の期間は，平成24年度から平成26年度までの３年間（第２次計画）とします。

ただし，障害者総合福祉法（仮称）が平成25年８月までに施行される予定となっていることから，計画期間中に計画を見直すことがあります。

5 障がい者とは

この計画の「障がい者」とは，障害者基本法等に基づき，「身体障がい，知的障がい，精神障がいがあるため，あるいは，てんかん，発達障がい，難病による障がい，その他の心身の機能の障がいがあるため，それらの障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限，制約を受ける状態にある人」とします。したがって，各種の障がい者手帳を持つ人だけでなく，合理的な配慮を必要とする人を，広く「障がい者」ととらえます。

また，「社会的障壁」とは，「障がいがある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のもの」とします。

⑥ 計画の構成

障がい者計画の構成は，次のとおりです。

総　　論

【基本理念】
障がいの有無にかかわらず，全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら，安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

基本目標

各　　論

地域生活の支援体制の充実

1　地域生活の支援

(1)　相談支援体制の充実　　(2)　在宅サービスの充実
(3)　経済的な支援　　(4)　サービス基盤の充実
(5)　地域生活を支える人づくり
(6)　スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援
(7)　情報提供・コミュニケーション支援の充実
(8)　権利擁護の推進

2　保健・医療・福祉の充実

(1)　障がいの予防と早期の気づき・早期の支援
(2)　医療およびリハビリテーションの充実
(3)　精神保健と医療施策の推進

自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

3　雇用促進と就労支援

(1)　雇用促進と一般就労の支援
(2)　福祉施設等への就労の支援

4　療育・教育の充実

(1)　就学前療育の充実
(2)　学校教育の充実
(3)　放課後等活動の充実

地域社会の障がいに関する理解の促進

5　生活環境の整備

(1)　住宅環境の整備
(2)　安心・安全なまちづくりの推進
(3)　防災対策および災害時支援体制の推進

6　啓発・広報活動の推進

(1)　障がいと障がい者に対する理解の普及
(2)　福祉教育の推進
(3)　ボランティア活動の支援・推進

計画の推進に向けて

(1)　庁内の協力体制
(2)　当事者団体，民間事業者，ボランティア団体との協力
(3)　計画の推進

7 新潟市における障がい者の状況

【身体障がい者】

①　身体障害者手帳所持者の推移

年齢別に身体障害者手帳所持者の状況をみると，65歳以上の高齢者が約３分の２（平成22年度）を占めており，その比率は，年々上昇していましたが，平成21年度と平成22年度の比率はほとんど変わりませんでした。

図表１－１　身体障害者手帳所持者の推移

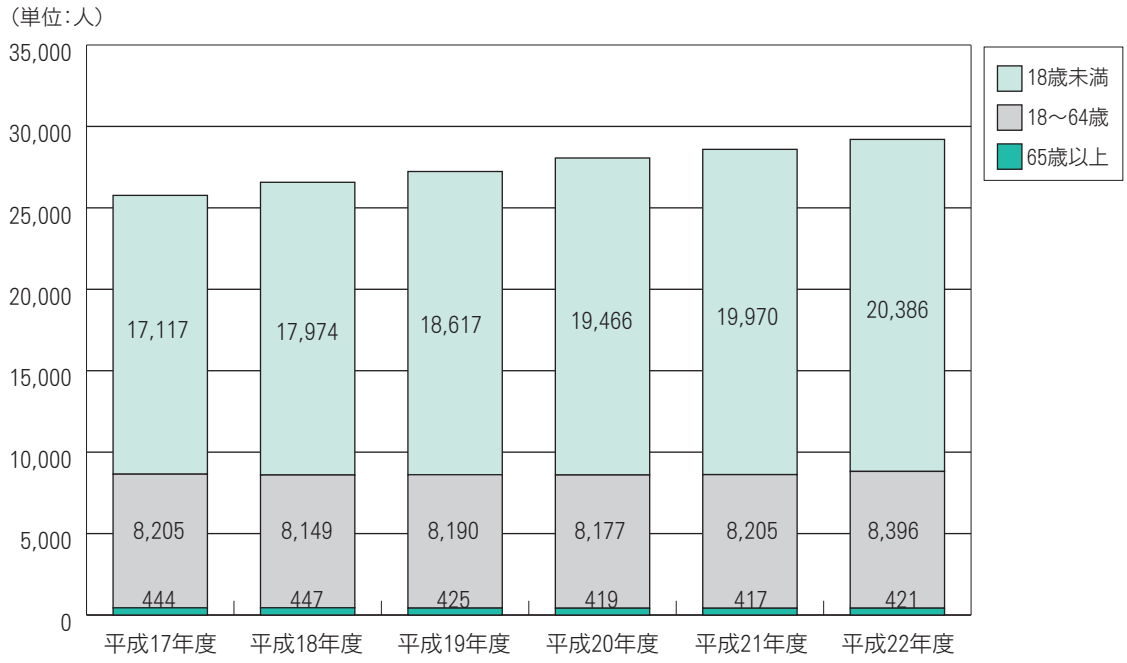

（単位：人〔各年度末〕）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	444	447	425	419	417	421
18～64歳	8,205	8,149	8,190	8,177	8,205	8,396
65歳以上	17,117	17,974	18,617	19,466	19,970	20,386
合　　計	25,766	26,570	27,232	28,062	28,592	29,203

② 等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別に身体障害者手帳の所持者をみると，１級および２級の重度障がい者が，約半数を占めています。

図表１－２　等級別身体障害者手帳所持者の推移

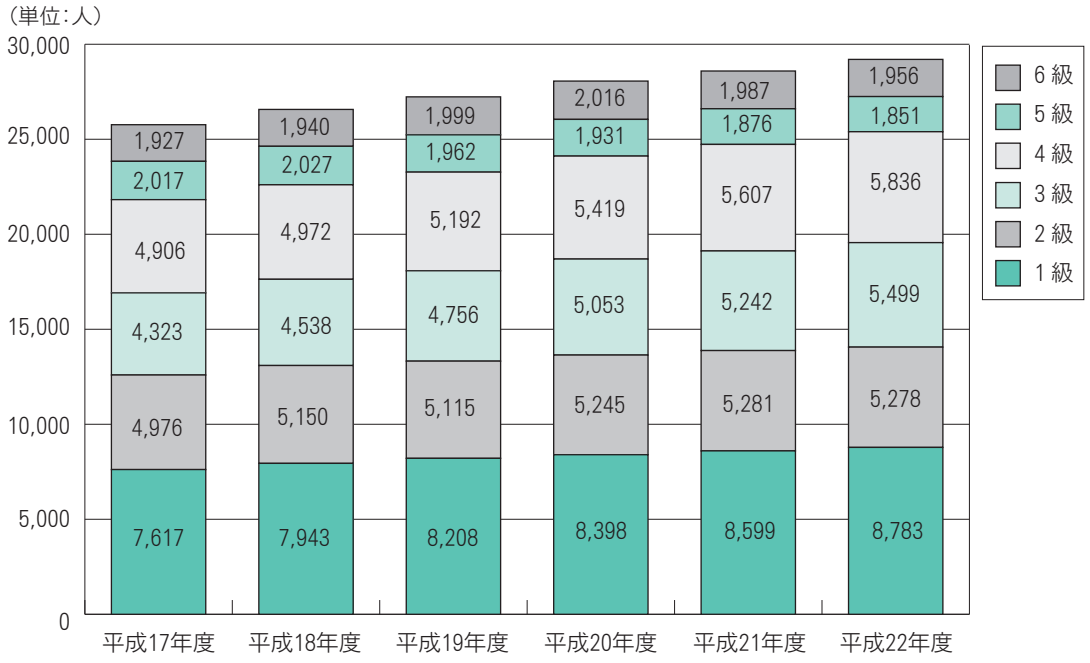

（単位：人〔各年度末〕）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1　級	7,617	7,943	8,208	8,398	8,599	8,783
2　級	4,976	5,150	5,115	5,245	5,281	5,278
3　級	4,323	4,538	4,756	5,053	5,242	5,499
4　級	4,906	4,972	5,192	5,419	5,607	5,836
5　級	2,017	2,027	1,962	1,931	1,876	1,851
6　級	1,927	1,940	1,999	2,016	1,987	1,956
合　計	25,766	26,570	27,232	28,062	28,592	29,203

③　障がい別身体障害者手帳所持者の推移

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者の状況をみると，「肢体不自由」の割合が最も高く，約6割を占めています。

図表１－３　障がい別身体障害者手帳所持者の推移

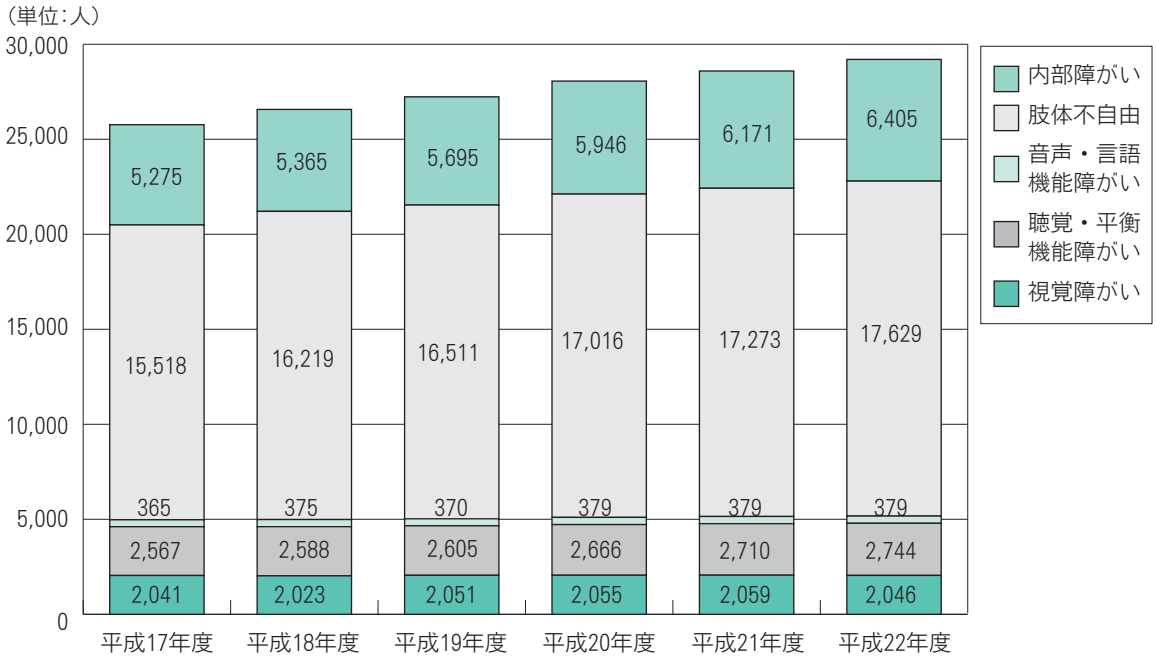

（単位：人〔各年度末〕）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
視覚障がい	2,041	2,023	2,051	2,055	2,059	2,046
聴覚・平衡機能障がい	2,567	2,588	2,605	2,666	2,710	2,744
音声・言語機能障がい	365	375	370	379	379	379
肢体不自由	15,518	16,219	16,511	17,016	17,273	17,629
内部障がい	5,275	5,365	5,695	5,946	6,171	6,405
合　　計	25,766	26,570	27,232	28,062	28,592	29,203

【知的障がい者】

①　療育手帳所持者の推移

ここ数年は18歳未満・以上それぞれ年齢別において数%ずつ所持者が増えています。

図表１－４　療育手帳所持者の推移

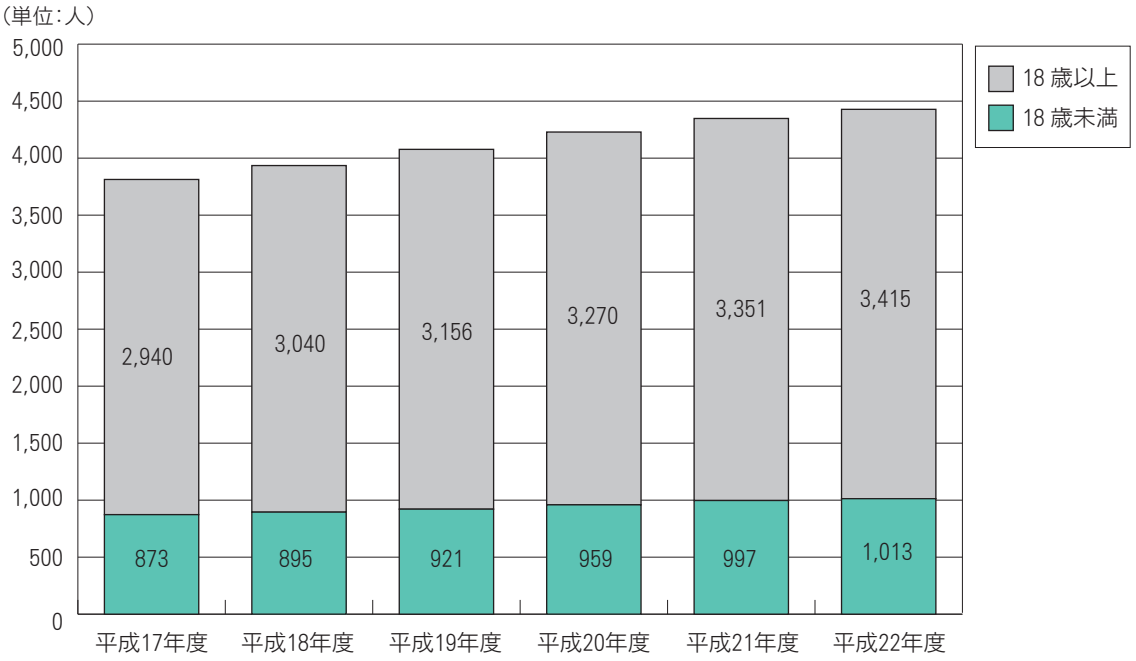

（単位：人〔各年度末〕）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	873	895	921	959	997	1,013
18歳以上	2,940	3,040	3,156	3,270	3,351	3,415
合　　計	3,813	3,935	4,077	4,229	4,348	4,428

② 障がい程度別療育手帳所持者の推移

障がい程度別に療育手帳所持者の状況を見ると，B（中程度）の手帳所持者の割合が多く，ここ数年は56%前後で推移しています。

図表１－５　障がい程度別療育手帳所持者の推移

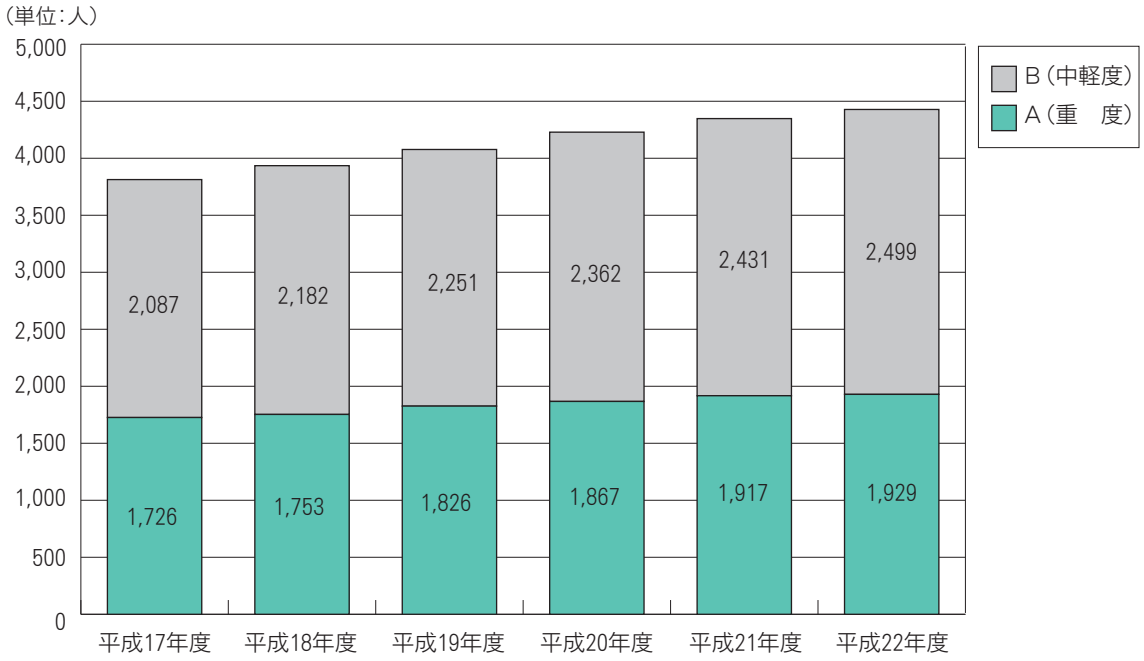

（単位：人〔各年度末〕）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A（重　度）	1,726	1,753	1,826	1,867	1,917	1,929
B（中軽度）	2,087	2,182	2,251	2,362	2,431	2,499
合　　計	3,813	3,935	4,077	4,229	4,348	4,428

【精神障がい者】

①　精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると，等級別では２級の手帳所持者が平成22年度で75.3%となっており，全体に占める割合，増加率とも高くなっています。

図表１－６　精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

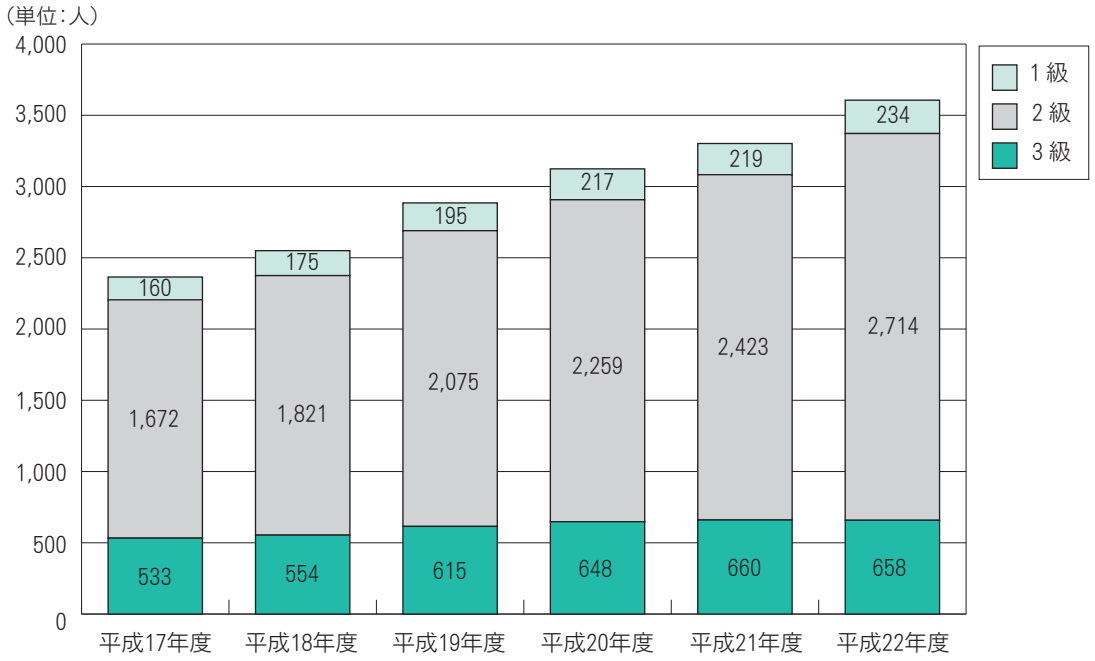

（単位：人〔各年度末〕）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1　級	533	554	615	648	660	658
2　級	1,672	1,821	2,075	2,259	2,423	2,714
3　級	160	175	195	217	219	234
合　計	2,365	2,550	2,885	3,124	3,302	3,606

② 自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移

自立支援医療（精神通院医療）は，精神障害者保健福祉手帳を所持していない方でも利用できるサービスで，多くの方が受給されているので，現状を表す有効な指標として下表に示しています。

図表１－７　自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移

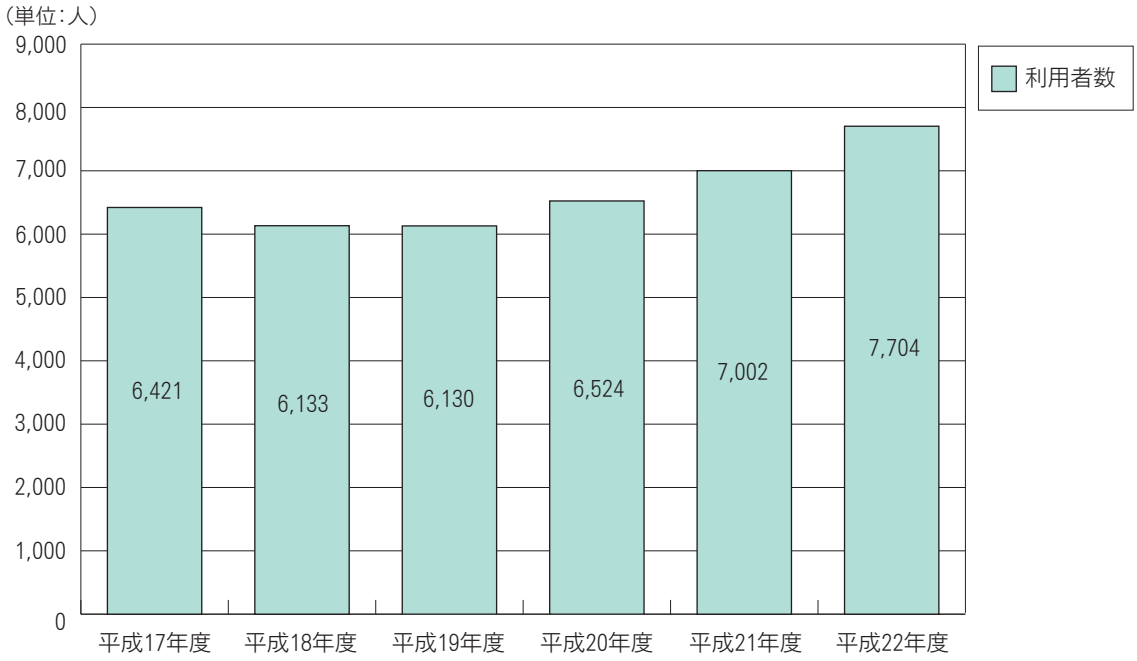

（単位：人〔各年度末〕）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	6,421	6,133	6,130	6,524	7,002	7,704

8 新潟市における障がい者のニーズ

障害者基本法に基づく「新潟市障がい者計画」および障害者自立支援法に基づく「新潟市障がい福祉計画」を策定するにあたり，市域における障がい者の実態やニーズを把握するためにアンケート調査を実施しました。

なお，アンケートの詳細は新潟市ホームページに掲載しています。

(1) 調査の基本概要

① 調査地域　　新潟市域

② 基 準 日　　平成22年11月１日

対象者		母数	対象者数	対象者の選定方法
在宅者 3,800（名）	身体障がい	28,175	2,000	18歳以上で身体障害者手帳所持者から抽出
	知的障がい	3,270	1,000	18歳以上で療育手帳所持者から抽出
	精神障がい	3,110	800	精神障害者保健福祉手帳所持者
施設入所者 623（名）	身体障がい	623	623	身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を所持し，市からの給付対象者全員（市外施設含む）
	知的障がい			
	精神障がい			
18歳未満の児童とその家族 600（名）	身体障がい	417	200	18歳未満で身体障害者手帳所持者から抽出
	知的障がい	959	400	18歳未満で療育手帳所持者から抽出
発達障がい者 101（名）		（注1）	101	市内在住で各障がい者手帳所持がなく，発達障がいの診断のある方で，新潟市発達障がい支援センターの利用者のうち調査に協力が可能な方，関係保護者団体の会員で調査に協力が可能な方

※在宅の方と18歳未満の方の母数は，平成22年３月末時点，施設入所者については，平成22年11月１日時点での人数。

（注１）母数の把握は困難なため，未記載。

配布回収状況

調査票の種類	配　布　数	有効回収数	有効回収率
在宅者（18歳以上）	3,833	2,318	60.5%
施設入所者（18歳以上）	623	452	72.6%
18歳未満の児童とその家族	668	407	60.9%
合　　計	5,124	3,177	62.0%

前回（平成17年11月）のアンケート調査における合計有効回収率（56.9%）よりも高い回収率となりました。

⑵　障がい福祉施策への要望（５つまで複数回答：主なものの上位）

【在宅者（18歳以上）】

１．（44.1%）経済的負担の軽減
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①精神障がい　49.6%　　②発達障がい　45.8%）

２．（27.2%）相談支援体制の充実
（＊①発達障がい　37.4%　②精神障がい　33.3%）

３．（22.3%）障がいと障がい者に対する理解の普及
（＊①発達障がい　44.3%　②精神障がい　33.3%）

４．（20.5%）緊急時・災害時の支援および防災対策の充実
（＊①知的障がい　2.4%　②身体障がい　22.3%）

５．（19.2%）医療およびリハビリテーション体制の充実
（＊①身体障がい　24.0%　②精神障がい　14.0%）

【施設入所者】

１．（37.8%）経済的負担の軽減
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①知的障がい　40.8%　②精神障がい33.3%）

２．（29.0%）障がいと障がい者に対する理解の普及
（＊①知的障がい　33.1%　②精神障がい　29.2%）

３．（25.9%）外出時に利用するサービスの充実
（＊①身体障がい　29.5%　②知的障がい　23.3%）

4．（22.3%）住まいの場として利用するサービスの充実
（＊①知的障がい　22.7%　②身体障がい　19.0%）
5．（21.5%）相談支援体制の充実
（＊①精神障がい　29.2%　②知的障がい　22.1%）

【18歳未満】

1．（41.5%）障がいと障がい者に対する理解の普及
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①精神障がい　50.0%　②発達障がい47.7%）
2．（40.8%）経済的負担の軽減
（＊①身体障がい　49.0%　②知的障がい　40.1%）
3．（38.1%）障がい者の雇用促進および就労支援
（＊①精神障がい　50.0%　②発達障がい　44.5%）
4．（36.4%）放課後や夏休みなどの一時的な活動の場の充実
（＊①知的障がい　42.6%　②身体障がい　37.1%）
5．（33.2%）学校教育の充実
（＊①精神障がい　50.0%　②発達障がい　34.2%）

⑶　新たに利用したいサービス（あてはまるものすべて回答：主なものの上位）

【在宅者（18歳以上）】

1．（14.2%）住まいの場として利用するサービス
（グループホーム，ケアホーム，施設入所支援，療養介護）
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①発達障がい　29.8%　②知的障がい　27.3%）
2．（13.4%）外出時に利用するサービス（行動援護，移動支援）
（＊①発達障がい　22.9%　②知的障がい　15.8%）
3．（ 9.9%）相談支援事業
（＊①発達障がい　17.6%　②精神障がい　16.5%）
4．（ 8.8%）一時的に日中活動又は住まいの場を提供するサービス
（日中一時支援，短期入所）
（＊①発達障がい　17.6%　②知的障がい　17.2%）
5．（ 8.6%）訪問サービス（居宅介護，重度訪問介護，訪問入浴等）
（＊①身体障がい　9.7%　②精神障がい　8.5%）

【施設入所者】

１．（30.5%）外出時に利用するサービス（行動援護，移動支援）
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①精神障がい　33.3%　②知的障がい　30.1%）

２．（19.0%）住まいの場として利用するサービス
（グループホーム，ケアホーム，施設入所支援，療養介護）
（＊①知的障がい　20.9%　②精神障がい　16.7%）

３．（ 8.2%）補装具費支給・日常生活用具給付
（＊①精神障がい　20.8%　②身体障がい　9.5%）

４．（ 8.2%）通所して生活の介助や自立のための訓練をするサービス
（＊①精神障がい　16.7%　②身体障がい　10.5%）

５．（ 7.1%）相談支援事業
（＊①身体障がい　7.1%　②知的障がい　7.1%）

【18歳未満】

１．（26.3%）外出時に利用するサービス（行動援護，移動支援）
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①精神障がい　50.0%　②知的障がい　31.7%）

２．（20.9%）一時的に日中活動又は住まいの場を提供するサービス
（日中一時支援，短期入所）
（＊①知的障がい　26.1%　②発達障がい　22.6%）

３．（16.5%）通所して就労支援を受けるサービス
（地域活動支援センター）
（＊①知的障がい　18.7%　②発達障がい　17.4%）

４．（14.3%）相談支援事業
（＊①精神障がい　50.0%　②身体障がい　14.6%）

５．（11.3%）通所して療育を受けるサービス（児童デイサービス）
（＊①身体障がい　13.2%　②知的障がい　13.0%）

⑷　地震などの災害時に必要なこと（あてはまるものすべて回答：主なものの上位）

【在宅者（18歳以上）】

１．（43.2%）薬や医療的なケアを受けられること
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①精神障がい　56.5%　②身体障がい　43.5%）

2．(33.9%)　避難所設備が障がいに対応していること
（＊①発達障がい　42.7%　②知的障がい　36.9%）
3．(32.3%) 介助によって避難できること
（＊①身体障がい　37.9%　②知的障がい　33.6%）
4．(31.0%) 避難所で必要な介助を受けられること
（＊①身体障がい　34.4%　②発達障がい　32.1%）
5．(29.2%) 助けを呼べること
（＊①発達障がい　37.4%　②知的障がい　31.9%）

【18歳未満】

1．(52.6%)　避難所設備が障がいに対応していること
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①精神障がい　100.0%　②身体障がい　62.3%）
2．(39.1%)　避難所で必要な介助を受けられること
（＊①身体障がい　53.6%　②精神障がい　50.0%）
3．(37.3%) 助けを呼べること
（＊①知的障がい　41.5%　②身体障がい　40.4%）
4．(35.9%) 災害情報を得られること
（＊①精神障がい　50.0%　②身体障がい　41.7%）
5．(34.6%) 薬や医療的なケアを受けられること
（＊①身体障がい　53.6%　②精神障がい　50.0%）

⑸　将来の暮らし方（ひとつ回答：主なものの上位）

【在宅者（18歳以上）】

1．(55.6%) このまま在宅を希望
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①身体障がい　59.2%　②精神障がい　54.0%）
2．(16.8%) 入所施設を希望
（＊①知的障がい　20.9%　②身体障がい　16.9%）
3．(8.8%) グループホーム，ケアホームへの入居を希望
（＊①知的障がい　20.4%　②発達障がい　18.3%）

【施設入所者】

1．(54.9%) 現在入所している施設で生活したい
（＊要望の多い障がい種別（以下同じ）

①精神障がい　62.5%　②知的障がい54.9%)

２．(10.2%) 施設を退所して家族と暮らしたい
(＊①知的障がい　10.1%　②身体障がい　9.0%)

３．(6.9%) 施設を退所してグループホーム，ケアホームに入居したい
(＊①知的障がい　7.1%　②身体障がい　5.2%)

４．(2.4%) 施設を退所して自宅でひとり暮らしをしたい
(＊①身体障がい　4.8%　②知的障がい　0.3%)

【18歳未満】

１．(52.8%) 自宅で家族と暮らしたい
(＊要望の多い障がい種別（以下同じ）
①精神障がい　100.0%　②身体障がい　55.0%)

２．(23.3%) わからない
(＊①身体障がい25.2%　②発達障がい　23.2%)

３．(7.1%) グループホームに入居したい
(＊①発達障がい11.0%　②知的障がい　9.2%)

４．(6.1%) 障がい者入所施設に入りたい
(＊①知的障がい8.5%　②身体障がい　7.3%)

第2部　各　論

1 地域生活の支援

障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに，地域で自立した生活を送り社会参加できるよう，相談や生活の場の確保を図るとともに，情報の提供を進め，地域で安心して生活が送られるよう支援します。

また，身近な地域における保育と教育の連携を図り，一貫した相談支援体制の整備に努めます。

(1)　相談支援体制の充実

○ 現状と課題

本市では，総合福祉会館などで福祉サービスの利用援助，専門機関の紹介，ピアカウンセリングなどを行い，相談や情報提供が受けられる体制を整備してきました。しかし，障がい者が個々に直面している様々な問題や課題には，必ずしも充分に応えられていませんでした。

精神障がい者とその家族が抱える課題に対しては，専門の相談職員や経験の不足などから，精神疾患・障がいに関する相談に十分に対応しきれないことがあるのも実情です。

障がい者が地域で自立して生活していくためには，障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに，これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

これまでに，全区に相談支援事業者を配置し，４つの区に障がい児支援コーディネーターを配置することにより，障がい者が身近なところで，相談や情報提供が受けられる体制の整備を進めてきました。

障がい福祉サービス事業者，雇用，教育といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会については，全体会のほか，運営事務局会議・区自立支援協議会・部会などを設置・運営してきました。

○施策の方向性

障がい者が身近なところで，いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め，必要な情報が必要な人に届くようにします。

今後は，困難事例や広域的な調整等に対応できる基幹相談支援センター機能を構築します。

また，各区役所や関連部署との連携を深め，職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて，サービス等利用計画作成の対象者の拡大に対応していきます。

その中で，家族の状況など障がい者をとりまく環境の変化にともなう不安を解消し，障がい者が地域で安心して自立した生活ができるよう，在宅サービスや経済的支援，権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。

障がい者相談支援事業を実施し，専門的な相談員やピアカウンセラーの配置を進め，障がい種別にかかわらず，相談する人の立場に立った相談や情報の提供を総合的に行う拠点を行政区ごとに整備するとともに，地域では保健師などが専門機関との連携を図り，相談支援体制を推進します。

さらに，障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談に対応できるよう，夜間を含めた常時の連絡体制の確保に努めます。

発達障がい，難病，高次脳機能障がいなどへの対応については，それぞれの障がいに関する専門医療機関との連携および支援体制の充実に努めます。

発達障がいへの支援については，乳幼児期から学校，卒業後の就労へと途切れのない支援を行うためには，保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し，一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから，関係機関との連携を図るとともに，発達障がい支援センターにおいて，発達障がい者やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。

また，自宅でのひきこもりに対する支援については，ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら，ひきこもりで悩むご本人や家族支援も含めた訪問支援活動も実施します。

これらの相談支援体制を効果的に実施するため，地域自立支援協議会等で当事者からの意見を反映させながら，困難事例への対応等について定期的な協議を行います。

○ 主な事業

- □ 障がい者相談支援事業
- □ 障がい者相談員設置
- □ 障がい児(者)地域療育等支援事業
- □ 精神保健福祉相談事業
- □ 精神障がい者ケアマネジメント
- □ こころの健康推進事業
- □ 居住サポート事業
- □ 地域活動支援センターへの支援
- □ 地域自立支援協議会の運営

□ 身体障がい者更生相談所の運営
□ 知的障がい者更生相談所の運営
□ こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営
□ 発達障がい支援センター事業
□ ひきこもり相談支援センター事業
□ 幼児ことばとこころの相談センター・心身障がい児療育専門相談
□ こども発達相談事業
□ 難病患者への訪問指導
□ 児童相談所相談・支援事業

⑵　在宅サービスの充実

○ 現状と課題

ホームヘルプサービス，ショートステイ事業等は，障がい者の地域生活を支える上で，欠かすことのできないサービスです。これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており，障がい者のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

また，障がい者が地域で生活していく上での，住居の確保も大きな課題となっています。

短期入所の利用者数・利用日数が増加しており，長期利用者による空室不足や医療行為を要する重度者の受け入れ先の不足が課題となっています。

ケアホームの世話人の確保も難しい状況となっています。

○ 施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう，適切なサービスの供給を確保していくとともに，サービスの質の向上に努めます。利用者にとって，より質の高いサービスを安定的，継続的に提供するためには，多くの事業者の参入が不可欠でありますので，今後もサービスの利用状況を踏まえながら，サービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。

利用者がサービスを選択し，安心して利用していくために，事業者による自己評価，利用者による評価，第三者機関による外部評価など，様々な手法について検討していきます。

○ 主な事業

□ 居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）
□ 短期入所給付費（ショートステイ）
□ 共同生活介護・共同生活援助給付費（ケアホーム・グループホーム）
□ 生活介護給付費

- □ 移動支援事業
- □ 日中一時支援事業
- □ 訪問入浴サービス事業
- □ 居住サポート事業（再掲）
- □ 生活サポート事業
- □ 日常生活用具給付事業
- □ 補装具費支給事業
- □ 障がい者紙おむつ支給事業
- □ 在宅難病患者紙おむつ支給事業
- □ 難病患者等居宅生活支援事業
- □ 難病患者等夜間看護サービス事業
- □ 身体障がい者福祉電話設置事業
- □ 身体障がい者あんしん連絡システム事業
- □ 障がい者要介護者等歯科保健事業

⑶　経済的な支援

○ 現状と課題

障がい者に対する経済的な支援として特別障害者手当，特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか，生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。さらに，福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成を行うことにより，重度障がい者の外出への負担軽減を図っています。

今後も，障がい者の生活基盤の安定を図るため，各種手当の制度周知に努め，制度を有効に活用することが必要です。

○ 施策の方向性

障がい者の生活基盤の安定を図るため，各種手当の制度周知に努め，手当の適切な支給を行います。

移動が困難な重度障がい者の外出を支援する，各種助成制度の周知を徹底するとともに，制度の利便性向上に努めます。

また，障がい福祉サービスの利用者負担については，市独自の負担軽減策を実施し，障がい者の経済的な負担の軽減を図ります。

○ 主な事業

- □ 特別障害者手当の支給
- □ 特別児童扶養手当の支給
- □ 障害児福祉手当の支給

□ 在宅難病患者看護手当支給事業
□ 心身障害者扶養共済制度
□ 福祉タクシー利用助成事業
□ 自動車燃料費助成事業
□ 自動車改造費助成事業
□ 自動車運転免許取得費助成事業
□ 障がい者等施設通所費助成事業
□ 重度心身障がい者医療費助成
□ 自立支援医療(更生医療)の給付
□ 自立支援医療(育成医療)の給付
□ 自立支援医療(精神通院医療)の給付
□ 精神障がい者入院医療費助成事業
□ 障がい福祉サービス利用者負担額軽減事業
□ 人工透析患者通院費助成事業

⑷　サービス基盤の充実

○ 現状と課題

現在，入所施設には，様々な障がい程度の人が入所しており，地域での生活が可能な障がい者については，入所施設から地域生活への移行が求められていますが，一方で，入所施設の利用を希望する待機者が多数おり，入所したい方がすぐに入れない状況となっています。

さらに，特別支援学校卒業生が増加傾向にあり，日中活動系事業者の不足が見込まれます。

また，精神障がい者で，地域で生活が可能な方については，入院生活から地域生活への移行が求められていますが，円滑な地域移行には至っていないのが実情です。退院促進に向けては，地域で支えるコーディネーターの役割が重要であり，地域生活の質の向上や権利擁護など，専門性の高い相談員による相談支援体制が求められています。

○ 施策の方向性

グループホームなどの住まいの場と，ホームヘルプなどの訪問サービスについても充実を図ります。

障がい者が地域で自立して生活していくため，サービス基盤の整備・充実・質の向上に努め，地域生活への移行を促進します。このため，グループホーム，ケアホームの一層の整備に努めるとともに，施設入所待機者の解消に向けた施設整備

など継続的に推進していくための検討を行います。

増加する特別支援学校卒業生に対応できるよう，生活介護事業所などの施設の充実に努めます。

精神障がい者の退院促進に向けて、地域コーディネーターを担える相談支援事業所を整備し、地域移行を促進します。

また，常時医療的なケアが必要な身体障がい者や重度の知的障がい者，精神障がい者など，地域で自立した生活が困難な障がい者のための施設入所支援や受診支援も，必要に応じて継続していきます。

○ 主な事業

- □ 障がい者施設・事業所の整備
- □ 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
- □ 精神障害者地域生活支援施設補助金
- □ 地域活動支援センターへの支援（再掲）
- □ 居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）（再掲）
- □ 短期入所給付費（ショートステイ）（再掲）
- □ 共同生活介護・共同生活援助給付費（ケアホーム・グループホーム）（再掲）
- □ 生活介護給付費（再掲）
- □ 福祉ホームへの支援
- □ 障がい者福祉センター事業

⑸　地域生活を支える人づくり

○ 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには，お互いに理解し，助け合うことのできるコミュニティが必要であり，人と人とのつながりをはぐくむことが大切です。また，関係機関や団体等と連携した施策の展開が一層求められています。

○ 施策の方向性

地域生活支援事業などにより，在宅障がい者に対する福祉サービスの利用援助や，社会生活力を高めるための支援を行い，障がい者やその家族の地域生活を支援します。

また，障がい者やその家族による当事者活動の支援を行い，地域社会での共助の仕組みづくりを図っていきます。

今後も社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し，ボランティアやＮＰＯ法人などの住民参加型在宅福祉サービス団体の活動を支援するとともに，支

援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートします。

当事者からの要望として，障がい者の理解のための講演会や講座の開催を望む声が多くありました。このことから，各種教室・講座・研修などを継続して実施し，病気や障がいについて正しい知識の普及啓発を図るとともに，人材の育成などに努めていきます。

○ 主な事業

□ 精神障がい者デイケア
□ 精神障がい者家族教室
□ 精神保健福祉ボランティア講座
□ 精神保健福祉人材育成事業
□ 老人精神保健福祉講演会
□ 地域自立支援協議会の運営（再掲）

⑹　スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援

○ 現状と課題

障がい者の社会参加を支援する観点から，障がい者大運動会を開催するとともに，全国障害者スポーツ大会への参加の支援に取り組んできました。平成23年８月から施行された「スポーツ基本法」には，新たに障がい者スポーツに関する規定が設けられました。また，「障がい福祉施策への要望」のアンケート結果で，「障がいと障がい者に対する理解の普及」が上位にきていることからも，今後も，地域住民と一緒に文化・スポーツ活動をさらに推進していくことが必要です。

○ 施策の方向性

障がい者の社会参加はもとより，健康づくりや生きがいづくりを促進するため，文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに，より多くの障がい者や地域住民が気軽に参加できるよう，活動事業の内容を工夫し広報していきます。

また，障がい者のスポーツによる機能回復や体力維持を図るため，障がい者スポーツ指導者を養成するとともに，スペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。

さらに，日常生活を豊かなものにするためには，余暇を使って趣味を行うなど，様々なことに興味を持つことが必要であり，余暇活動を充実したものにするための支援を行います。

○ 主な事業

□ 福祉バスの運行
□ 新潟市障がい者大運動会

□ 障がい者スポーツ体制の充実
□ 全国障害者スポーツ大会選手派遣事業
□ 新潟県障害者スポーツ大会開催事業
□ 全国障害者スポーツ大会選手強化事業
□ 障がい者スポーツ全国大会参加激励金支給
□ 障がい者福祉センター事業（再掲）
□ 障がい者アート支援事業

⑺　情報提供・コミュニケーション支援の充実

○ 現状と課題

これまで，手話通訳者の配置や手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣事業のほか，市報にいがたの点字版や音声版（カセットテープ版・デイジー版・一般ＣＤ版）を作成し，希望者に郵送する点字・声の広報や，広報テレビ番組に手話通訳を付け，障がい者に必要な情報を提供し，コミュニケーション支援を実施してきました。

今後も，障がい者が地域で自立して生活していくためには，コミュニケーション支援は一層必要です。

○ 施策の方向性

障がい者が言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるよう，また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。

コミュニケーション支援を必要とする障がい者に対して，手話奉仕員，要約筆記奉仕員等の派遣や養成を行い，地域で障がい者を支える人材を養成するとともにさらなるスキルアップを図っていきます。

また，インターネット，携帯電話などのＩＴを活用した情報提供を積極的に行うとともに，障がい者がパソコンなどのＩＴ機器を，気軽に利用できるようなサポート体制の整備を図ります。

市のホームページについても，内容の充実はもちろん，高齢者や様々な障がいがある利用者にも，利用にあたって不自由さを感じることのないユニバーサルデザインに対応したページを作成していきます。

○ 主な事業

□ コミュニケーション支援事業
□ 点訳推進事業
□ 音声訳推進事業
□ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業

□ 手話通訳者設置事業
□ 福祉サービスガイドブックの発行
□ 点字・声の広報
□ 手話付き広報テレビ
□ ホームページによる情報発信
□ 障がい者福祉センター事業（再掲）
□ 障がい者ＩＴサポート事業

⑻　権利擁護の推進

○ 現状と課題

地域で安心して自立した生活を送ることができるように，障がい者や家族の権利擁護のため専門相談の実施や，成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。

障がい者や家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも，一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

○ 施策の方向性

障がい者や家族の権利擁護のため専門相談の実施や，成年後見制度の利用に係る費用を助成していますが，必要とする方が円滑に利用できるよう，「新潟市における成年後見制度普及のためのアクションプラン」により制度の普及に努めます。

また，平成24年10月から「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行にあわせ，市町村障がい者虐待防止センターを始めとする虐待防止事業に取り組みます。

障がい者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るため，障がい者の権利を守るための事業の一層の充実を図るとともに，障がい者に対する差別や虐待等に速やかに対応できる仕組みを検討します。

また，各種福祉サービス提供者における苦情解決システムの徹底を図ります。

○ 主な事業

□ 成年後見制度利用支援事業
□ 障がい者相談支援事業（再掲）
□ 法律相談の実施
□ 日常生活自立支援事業
□ 障がい者虐待防止対策事業

２ 保健・医療・福祉の充実

障がい者の様々な疾患への早期支援や機能低下の防止のために，健康診査や訪問指導，相談などの実施などに努めます。

また，医療やリハビリテーションなどの経済的負担の軽減を図るとともに，発達障がいなどの分野への施策の展開を推進します。

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

○ 現状と課題

子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として，乳児健康診査・１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査等を継続して実施し，あわせて障がいの早期気づきと相談支援に努めています。

児童相談所や，新潟市発達障がい支援センター「ＪＯＩＮ（ジョイン）」，はまぐみ小児療育センター，医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに，ことばの発達の相談支援を幼児ことばとこころの相談センターで，知的障がいのある就学前の児童に対する早期療育，保健指導等をひしのみ園で行っています。市民病院でも，発達相談などを行っています。

また，こころの健康センター，区役所，地域保健福祉センターでは，精神疾患や受診に関する相談に応じて訪問支援も実施しています。しかし，学齢期・思春期に好発しやすい統合失調症は，初期の段階では疾患の見分けは難しく，適切な医療につながりにくいのが現状です。

障がい児の保護者からは，障がいに気づいた後の専門的相談体制の充実を求める意見もあり，各種相談，健康診査事業のさらなる充実が必要です。

成人に対しては，脳血管疾患等生活習慣病の悪化による機能低下を予防するため，各種の健康診査や保健指導を実施しています。

○ 施策の方向性

今後は，さらに早期気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と，障がいに気づいた後の専門的相談体制の充実および専門機関との連携を図っていくほか，保護者についても子どもの特性について理解できるような相談体制を整えていきます。

あわせて，身近な地域での相談体制・ネットワークの整備を図り，また，生活習慣病等の健康診査の周知・充実を図ります。

また，学齢期における統合失調症などの支援について教育機関を中心に関係機

関と連携し，効果的な対応について検討します。

○ 主な事業

- □ 乳幼児健康診査
- □ 車いす身体障がい者健康診査事業
- □ 老人精神保健福祉講演会（再掲）
- □ 訪問指導事業
- □ 幼児ことばとこころの相談センターの運営
- □ ひしのみ園の運営
- □ 児童発達支援センターの運営
- □ 児童相談所相談・支援事業（再掲）
- □ 発達障がい支援センター事業（再掲）
- □ ひきこもり相談支援センター事業（再掲）
- □ 精神保健福祉相談事業（再掲）

⑵　医療およびリハビリテーションの充実

○ 現状と課題

医療面では，障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と，医療費の一部を助成する「重度心身障がい者医療費助成」，「精神障がい者入院医療費助成」など，経済的な負担軽減を図ってきました。

また，障がい者の自立と社会参加を促すために，機能訓練事業を地域で実施してきましたが，医療や介護保険のリハビリテーションサービスの普及に伴い，事業参加者が減少しているため，事業のあり方を検討しています。

○ 施策の方向性

障がい者が安心して医療サービスを受けられるよう，医療費助成を引き続き行うとともに，医療機関との連携・強化に努めます。

歯科については，口腔保健福祉センターを中心として障がい者の診療を行い，健診の重要性に鑑み，その体制の整備を図るとともに，福祉関係者に対し，口腔内の健康の大切さを理解してもらえるよう，適切な情報の提供に努めていきます。

適切なリハビリテーションが提供できる体制の整備を図り，障がい者の地域社会への参加・参画を支援します。

また，高次脳機能障がいをはじめとする様々な脳疾患を有する人に対する支援のあり方を検討し，その支援に努めます。

○　主な事業

- □ 機能訓練事業
- □ 障がい者要介護者等歯科保健事業（再掲）
- □ 療養介護給付費
- □ 重度心身障がい者医療費助成（再掲）
- □ 自立支援医療(更生医療)の給付（再掲）
- □ 自立支援医療(育成医療)の給付（再掲）
- □ 自立支援医療(精神通院医療)の給付（再掲）
- □ 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- □ 小児慢性特定疾患治療研究事業
- □ 精神保健福祉調査研究事業
- □ 口腔保健福祉センター事業

⑶　精神保健と医療施策の推進

○ 現状と課題

精神障がい者数は，近年，増加の傾向にあります。市では，これまで精神障がい者入院医療費助成や精神通院医療といった医療費にかかる経済的負担を軽減し，治療の促進と福祉の向上を図ってきました。

生活環境などの変化に伴い，自殺者の増加が社会的な問題となっています。近年その対策が急がれており，精神科医療資源の確保や相談機能の充実・強化など，社会的なニーズへの対応が大きな課題となっています。

こうした中で，国が重点的に取り組むべきとして指定した従来の4種類の疾患に精神疾患を加えて，あらたに「５大疾病」と位置づけられたことから，あらたな対策も求められています。

○ 施策の方向性

精神障がいの予防や適切な精神科医療を推進するとともに，精神障がい者の自立と社会復帰の促進のために，複雑困難な相談や調査研究などを行う精神保健福祉に関する総合的技術センターとして，地域の中核的な施設となる「こころの健康センター」に精神保健福祉施策，自殺総合対策の部門を統合し機能を強化しましたが，今後も区役所や精神科医療機関，また関係機関と連携に努め，さらなる推進体制を構築します。

また，精神科救急医療対策として，これまで県と共同して休日と夜間における受診の機会を確保してきました。今後は，精神科救急情報センターの設置も含め

て救急医療のさらなる充実について検討を行います。

さらに，こころの健康推進のため保健師等への研修や，「うつ・ストレス」に関する講座の開催，パンフレットの作成により正しい知識と理解の普及啓発を図ります。

○ 主な事業

- □ こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）
- □ 精神科救急医療体制の確保
- □ 精神保健福祉相談事業（再掲）
- □ 精神障がい者ケアマネジメント（再掲）
- □ こころの健康推進事業（再掲）
- □ 精神保健福祉調査研究事業（再掲）
- □ 自立支援医療(精神通院医療)の給付（再掲）
- □ 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）

３ 雇用促進と就労支援

障がい者が自立した生活を送られるよう，就労についての支援のほか，就労に向けた生活支援や授産指導などを行う施設や就労の機会の提供など，障がいの状態に合わせた支援を行います。

また，障がい者の雇用に対する国・県・市の助成制度の周知や，事業主への雇用促進の啓発を進めるとともに，関係機関との連携を強化します。

(1) 雇用促進と一般就労の支援

○ 現状と課題

障がい者雇用については，「障害者の雇用の促進等に関する法律」に雇用率の定めがあり，民間企業では1.8%，国・県・市では2.1%の障がい者雇用が義務づけられています。しかし，障がい者雇用の現状は，新潟市内の各ハローワーク管内では，平成22年度県平均の1.57%と比較しても低い状況となっています。また，障がい者の就職状況について見てみると，平成22年度県平均の就職率が52.2%と５割を超えています。

このような状況を受け，市では国の助成期間が終了した後に，引き続き障がい者雇用奨励助成金を交付することにより障がい者の職場定着を図っています。

あわせて，雇用促進と雇用の安定を図るため，障がい者職業アドバイザーが事業所を訪問し，事業主と障がい者へのアドバイスを行うとともに，電話や来所による相談を行っていますが他機関でも相談窓口を設けており，他機関との差別化や連携などについて検討が必要となっています。

さらに，障がい者多数雇用事業者優遇制度を平成20年度から実施し，あらかじめ登録された新潟市内の障がい者多数雇用事業所から，市が物品や役務を調達し，雇用の促進・安定を進めています。

このような取り組みを進めていますが，就学中の障がい児を持つ保護者からは，依然として卒業後の進路についての不安な声があり，また，就職を希望している障がい者の就労先も少ないことから，雇用の促進や就労の支援を一層充実強化していく必要があります。

○ 施策の方向性

今後も，国・県や関係機関との連携を強化しながら，一人ひとりの障がい特性に応じた支援を行えるよう，障がい者雇用の促進と就労支援に関する施策を進めていきます。

市・ハローワーク・商工会議所・賛同事業所により構成される「雇用促進協議会」と連携して，一人でも多くの障がい者が雇用され，安定した雇用につながるよう，事業主への啓発に努めるとともに，障がい者の就労に関する相談の機会を設け，障がい者就業・生活支援センターでも，障がい者の就業や，職業生活などについての総合的な支援を行います。

障害者自立支援法による就労支援事業や，障がい特性に応じた職業訓練により，就労機会の拡大を図ります。事業者に対する障がい特性への理解を進めるとともに，障がい者の働く意欲の向上を支援し，障がい者の職場への定着や雇用の拡大，在宅就業障がい者への支援に努めるとともに，就労前の準備や就労後の定着を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を図るなど，支援体制を整備します。

障がい児と保護者を対象に，福祉施設や企業で行われている作業を体験する機会を設け，進路について考える場を提供します。

また，一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場としての「社会的雇用」を始めとした先進的取り組みについては，事業所の要件や効果の検証などを考慮し，検討していきます。

さらに，障害者雇用促進プロジェクト，障害者雇用推進フォーラム，関係機関就職対策連絡会議などで労働関係機関や教育機関等との連携を強化するほか，障がい者を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を，市が率先して活用します。

○ 主な事業

- □ 就労移行支援給付費
- □ 障がい者雇用奨励助成金の交付
- □ 障がい者職業アドバイザーの配置
- □ 障がい者多数雇用事業者優遇制度
- □ 自動車運転免許取得費助成事業（再掲）
- □ 障がい者ＩＴサポート事業（再掲）

⑵　福祉施設等への就労の支援

○ 現状と課題

本市では，これまで小規模作業所，地域活動支援センターへの運営費補助や，授産施設の整備を行ってきました。こうした施設では，企業での就労が難しい障がい者の就労の場としての機能とともに，日常的な相談支援や仲間づくりの支援，

社会経験の場づくりなど，様々な機能を果たしており，地域生活支援の貴重な資源の一つとなっています。

しかし，多くの小規模作業所，地域活動支援センターでは商品開発や製作能力，販路に限界があり，また，当事者・関係者による経営が中心であることから，そこで支払われる工賃は低額で，施設の経営も厳しい状況です。

平成18年９月にオープンした「まちなかほっとショップ」では，障がい者が作った製品や作品の販売支援を行っています。

今後は，商品開発力の向上，共同受注等による工賃の増額のための取り組みの支援が必要です。

○ 施策の方向性

今後も授産製品や請負業務などを市民にＰＲして販路拡大を図るとともに，施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。

障がい者施設や障がい者を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を，市が率先して活用します。

また，企業への就職が難しい障がい者の身近な就労・創作活動などの場として，地域活動支援センター等の整備を促進しながら，地域活動支援センターの障がい福祉サービスへの移行支援も行います。

○ 主な事業

- □ 授産製品の展示販売の支援
- □ 就労継続支援給付費
- □ 障がい者施設・事業所の整備（再掲）
- □ 地域活動支援センターへの支援（再掲）

4 療育・教育の充実

障がいのある子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに，能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。

⑴　就学前療育の充実

○ 現状と課題

就学前の児童には，療育を通じて心身の発達を促すとともに，将来の学校生活のための基礎づくりを行っています。保護者への相談体制を整備し，障がいのある子どもや発達が気になる子どもの子育てへの不安を軽減しています。

保育所では，障がいの有無にかかわらず，集団保育を行うことで，児童の心身の発達を促し，社会生活に必要な基礎的能力を養成することに努めています。

また，保護者からは，療育・保育に関する情報の充実が望まれています。

○ 施策の方向性

障がい児が，身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう，療育支援体制の整備について検討を進め，発達障がい支援センター，児童発達支援センター，幼児ことばとこころの相談センターなど療育体制の整備・充実を図ります。

研修による保育所職員の能力向上や保育所への専門相談員の派遣などにより療育体制の充実を図ります。

また，市内すべての保育園で障がい児の受け入れを行います。

なお，発達障がい者支援体制整備検討委員会において，今後の療育支援体制を検討し，その充実に努めます。

○ 主な事業

□ 発達障がい支援センター事業（再掲）

□ 児童発達支援センターの運営（再掲）

⑵　学校教育の充実

○ 現状と課題

障がいのある子どもの自立と社会参加を目指して，障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実を図っています。しかしながら，保護者からは，個々の障がい児に対する指導・支援の仕方が心配，教育に関する情報が少ない，学校終了後の進路が不安など，教育に関する指導や内容，その後の進路に関する情報の提供を求

める要望があります。

あわせて，就学や進学および就労など，環境等が変わる際には，障がい児の保護者も加わり，情報の受け渡しや共有化が行われることが必要という要望があります。

また，児童・生徒の個々のニーズや特性に応じた教育の場の整備および，個別課題解決のためのきめ細かな把握と指導の充実，さらに，指導にあたる教職員の理解の促進と協力体制の構築ならびに，指導力の向上が必要です。

○ 施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め，特別支援学校や特別支援学級等の適正な配置や相談体制の整備を含めて，よりよいあり方を検討します。また，児童・生徒の学習環境を充実させる観点から，教室の改修や備品の整備も図っていきます。

通常の学級に在籍する，支援や配慮を必要とする児童・生徒について，教職員の早期の気付きや適切な理解を深めるために，特別支援教育コーディネーターを核として，校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また，校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して，指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。

さらに，通常の学級や特別支援学級に在籍する，配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。

個別指導の充実については，障がい等がある児童・生徒だけでなく，通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も，各学校で「個別の指導計画」を作成し，一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。

就学や進学および就労など将来の方向性について，保護者と一緒に考え，進めていきます。

今後も，「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」，「個別の教育支援計画」をもとに学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに，それらの作成率の向上に努め，次の段階に必要な支援や配慮が適切に繋がるように努めていきます。

また，教職員の理解促進や指導力の向上のため，教職員のニーズを把握しながら，総合教育センターや特別支援教育サポートセンターで開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に努めていきます。

○ 主な事業

□ 特別支援教育サポートネットワーク事業

□ 特別支援教育校内委員会ステップアップ研修
□ 特別支援教育に関する各種研修
□ 特別支援ボランティアシステム

⑶　放課後等活動の充実

○ 現状と課題

障がいのある児童・生徒に対して，特別支援学校等の放課後や長期休暇時における支援として，障がい児放課後支援事業を実施しています。これは専門の介助員を配置し，放課後活動の場を提供することで，子どもたちの健全な育成を図るとともに，保護者の介護による疲労回復や社会参加の促進を支援するものです。

しかし，特別支援学校の児童・生徒のほか，地域の特別支援学級の児童の利用ニーズが高まっており，活動する場を今まで以上に確保する必要があります。

○ 施策の方向性

障がいのある児童・生徒が，特別支援学校等の放課後に活動する場の確保に努め，子どもたちの健全育成を支援するとともに，保護者や家族の就労支援や負担軽減を図るため，障がい児放課後支援事業を継続して実施していきます。

障がい児放課後支援事業は，年々，利用希望者が増加しているため，特に長期休暇中の会場数を増やすなど受け入れの拡大を進めます。

また，福祉施設などにおける日中一時支援事業，放課後等デイサービス事業の活用や，ひまわりクラブでの障がい児の受入れなど，より身近な地域での放課後等活動の充実を図ります。

○ 主な事業

□ 障がい児放課後支援事業
□ 日中一時支援事業（再掲）
□ 放課後等デイサービス事業

5 生活環境の整備

快適な在宅生活を支援するため，住宅リフォーム費用の助成や住宅整備資金融資のほか，居住支援の充実など，生活環境の整備に向けた取り組みを進めます。

(1) 住宅環境の整備

○ 現状と課題

障がい者が快適な日常生活を送ることができるためには，阻害している社会環境要因を軽減したり取り除くための支援が必要となります。

本市では，障がい者やその同居家族に対し，住宅環境を改善するため，障がい者の専用居室等の新・増築，改築，改造，購入のために障がい者住宅整備資金融資を行っています。また，在宅の重度障がい者がいる世帯に対し，障がい者の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。

これからも，さらに住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

○ 施策の方向性

障がい者の生活の場を確保するため，各種事業を展開し，誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに，住宅に困窮する低所得の障がい者に配慮するため，市営住宅の建て替えに際しては，障がい者向け住宅として整備するほか，ユニバーサルデザイン化を図ります。

また，各種制度のより一層の周知を進めるほか，民間事業者とも協力・連携しながら，身近な地域における障がい者の住居の確保を支援していきます。

○ 主な事業

- □ 障がい者住宅整備資金融資
- □ 障がい者向け住宅リフォーム助成事業
- □ 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備
- □ 障がい者が自立し安心して暮らせる住宅環境の創出
- □ 居住サポート事業（再掲）

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

○ 現状と課題

障がい者の日常生活や社会参加を支援するため，交通機関や歩道・建物のバリ

アフリー化を進める必要があります。バリアフリー新法（「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）および「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき，駅，道路，信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者へ働きかけ，一体的に進めるとともに，さらに交通事業者が管理する施設へのバリアフリー化を支援しています。

今後は，障がい者や高齢者を含めたすべての人が建物，道路，公園，交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

○ 施策の方向性

従来実施してきた事業を確実に進めるとともに，道路や建物，交通機関等のハード面のバリアだけでなく，市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため，市民や民間企業の意識の向上を図り，また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

○ 主な事業

□ 人にやさしい歩道整備事業
□ 交通バリアフリー推進事業
□ 福祉のまちづくり推進事業

⑶　防災対策および災害時支援体制の整備

○ 現状と課題

安全な日常生活を送ることができるよう，障がい者あんしん連絡システムにより，一人暮らしの重度身体障がい者の日常生活の安全を確保するため，緊急通報装置を設置し，24時間体制で，緊急時の対応やサービス提供機関への連絡調整を行っています。

また，防災の面では消防局と連携し，災害発生時の安全確保を図るため，重度の障がい者や寝たきりの高齢者のうち，避難することが困難と思われる人の情報を，消防局の「消防情報緊急システム」に登録して，適切な消防救助活動に役立てています。

しかし，障がい者の多くが災害時での救助者として同居の家族を一義的な救助者として考えているとはいえ，近年の地震や大雨などの被害を見ても，地域での助け合いやその仕組み作りが重要となっています。

○　施策の方向性

高齢者や障がい者，難病患者等，災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で，家族などの援護が望めない人などを対象に，迅速，的確な援護体

制をとるために，災害時要援護者登録名簿を作成・更新し，地域の自主防災組織や民生委員・児童委員，介護等サービス提供事業者などに配付します。

これにより，災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに，常日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り，自主防災組織や協力自治会による要援護者避難支援計画の作成を支援します。

また，当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

大規模災害により，避難所が開設された場合には，障がい者が安心して避難生活を続けられるよう，障がいの特性に応じたきめ細かい支援を行う福祉避難所の指定を進め，障がい特性に応じた情報提供などを行うとともに，必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

また，被災生活の長期化にともない必要となる相談支援体制についても，関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら，整備を行います。

○　主な事業

□ 災害時要援護者対策事業
□ にいがた防災メールの配信
□ 福祉避難所指定と災害時支援体制の整備
□ 身体障がい者あんしん連絡システム事業（再掲）

6 啓発・広報活動の推進

障がいのある人が社会の一員として，地域の中で共に生活するため，地域や学校において啓発を進めます。

(1) 障がいと障がい者に対する理解の普及

○ 現状と課題

障がい者がその人らしく地域で安心・安全に暮らせるためには，障がいの有無にかかわらず，全ての市民がお互いを尊重し合い，助け合い，あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら，いまだ，社会全体には障がいや障がい者に対する偏見や誤解がみられ，障がい者が差別を受けたり，不快な思いをしているケースがあります。

障がい者が地域で暮らしていくためには，地域生活や社会参加において，周囲の人たちが，障がいや障がい者に対する理解を深め，また理解を広めることが必要です。

○ 施策の方向性

様々な普及・啓発事業を通じて，障がいや障がい者に対する正しい理解の促進に努めていますが，周囲の理解がさらに得られるよう，毎年12月の障害者週間や４月２日の世界自閉症啓発デーなど機会を捉えて,それぞれの障がい特性に応じた啓発活動を行います。

学校教育においても，副読本の活用により早い時期から障がいや障がい者に対する理解が深まるよう引き続き啓発を行っていきます。

啓発活動を通じて，障がいの有無，年齢や性別にかかわらず，あらゆる人にとって住みよい社会となるようユニバーサルデザインの考え方を進めます。

○ 主な事業

- □ 福祉のまちづくり推進事業（再掲）
- □ 精神障がい者社会適応訓練にかわる新規国モデル事業
- □ こころの健康推進事業（再掲）
- □ 老人精神保健福祉講演会（再掲）
- □ 夏休みボランティア体験学習
- □ 市民健康福祉まつり

⑵　福祉教育の推進

○ 現状と課題

本市では，これまで，学校教育等を通じて，障がいに対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めてきましたが，まだ十分理解されていない場合もあり，早い時期から理解を広めることが必要です。

そのために，障がい児（者）とのふれあいの場や，子どもたちが学ぶ機会を増やしていく必要があります。

○ 施策の方向性

幼稚園，保育園，学校教育等を通じて，障がいや障がい児（者）に対する理解を広め，共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。子どもたちが同じ社会の構成員として，お互いの人格や個性を尊重し合える心をはぐくむよう，家庭，地域，福祉施設と学校などがともに連携して，障がい児（者）との触れ合いの場や，子どもたちが学ぶ機会，体験する場を増やしていきます。

小・中学校では，障がいのある子どもの理解を深め，障がいの有無にかかわらず，共に学んだり体験したりする交流学習を積極的に進めます。

障がいや障がい児（者）の理解を図るために，総合的な学習の時間を活用し，障がいのある方を招いて話を聞く，実際に体験（点字や車いす等）をする，障がい児（者）の施設を訪問して一緒に活動するなどの学習にも取り組んでいきます。

また，福祉に関する理念や現状などを，分かりやすく解説した福祉副読本を引き続き作成し，児童・生徒に配布します。授業での活用により，今後も学校での啓発に努めます。

○ 主な事業

□　「福祉副読本」の作成

⑶　ボランティア活動の支援・推進

○ 現状と課題

本市では，ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており，障がい者の施設や地域での生活を積極的に支援しています。市社会福祉協議会のボランティアセンターでは，ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに，学校，企業，団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか，各種ボランティア講座を市民に身近な各区で開催し，情報提供を行うことで，ボランティア活動を支援しています。

今後も，より身近な場所でボランティア活動を行う人と，障がい者との交流やボランティア活動の場が必要です。

○ 施策の方向性

ボランティアセンターや市民活動支援センターと連携して，より身近なところで情報提供ができる場所を確保し，ボランティアを行ってみたい市民のために，参加の機会を増やし，情報提供を行います。

高校・専門学校・短大・大学生を対象に，夏休みを利用したボランティア活動の体験学習を実施していますが，近年小学生・中学生の参加希望もあることから，さらに早い段階からのお互いを認め合うことの大切さを学んでいただくための工夫をしていきます。

ボランティア活動を行って地域で障がい者を支えたい市民に，手話や点字，要約筆記，ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど，ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。また，従来不足している精神保健福祉ボランティアの育成にも努めていきます。

○ 主な事業

□ 精神保健福祉ボランティア講座（再掲）
□ 精神保健福祉人材育成事業（再掲）
□ 夏休みボランティア体験学習（再掲）

第３部　計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制

障がい者計画は，障がいの有無にかかわらず，お互い支え合い，安心して共に暮らせる地域社会を目指す総合的な計画です。庁内の関係部局が連携して，障がい者のニーズに応えられるよう協力体制を築いていきます。

2 当事者団体，民間事業者，ボランティア団体との協力

障がい者の地域生活を支援していく上で，当事者団体，地域の民間事業者，ボランティア団体は重要な役割を担っており，行政も含めてそれぞれが不可分の存在となっています。施策を進めるにあたり，当事者団体，民間事業者，ボランティア団体および学識経験者等と連携を十分図ります。

個別の状況や具体的な課題について，保健・医療・福祉等の大学や地域自立支援協議会などと連携・協働して調査研究を行い，障がい者一人ひとりのニーズを正確に把握し，それに対する障がい者施策への的確な反映と推進に努めます。

3 計 画 の 推 進

計画の推進については，関係機関とのネットワークを構築し，相談支援事業者などを加えた地域自立支援協議会などで，計画の具体化に向けた調整や協議を行うとともに，新潟市障がい者施策審議会において，総合的かつ計画的な推進について，必要な事項の調査審議を行い，その施策の実施状況について監視します。

また，障がい者その他の関係者の意見を聴き，その意見を尊重し，各種障がい者施策に反映させていきます。

○ 主な事業

□ 地域自立支援協議会の運営（再掲）

□ 新潟市障がい者施策審議会の運営

参考資料　主な事業の概要

1 地域生活の支援

(1)　相談支援体制の充実

＊各事業の実施予定年度を記載しておりますが，予算措置等によって，実施年度が変更になる場合があります。

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
障がい者相談支援事業	障がい福祉課	拡充	在宅の障がい者およびその家族に対して，各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的に行い，障がい者の自立と社会参加の促進を図る。さらに，4区に障がい児支援コーディネーターを配置することにより，乳幼児期における早期の支援体制を確立し，保護者の負担や不安の軽減を図り，ライフステージに応じた継続的な支援を実現する。	●	●	●
障がい者相談員設置	障がい福祉課	継続	各地域の相談員・ピアカウンセラー等を通じて，障がい者やその家族に各種情報の提供および適切な支援等を行い，福祉の向上を図る。	●	●	●
障がい児（者）地域療育等支援事業	障がい福祉課	拡充	在宅の重症心身障がい児(者)，知的障害児（者），身体障がい児の地域における生活を支えるため，各種サービスの利用援助，調整等を行うことにより，地域の在宅障がい児（者）およびその家族の福祉の向上を図る。現在のコーディネーターを統括コーディネーターに格上げし，４区に配置した障がい児支援コーディネーターへの助言と連絡調整を行う。	●	●	●
精神保健福祉相談事業	こころの健康センター	継続	精神障がい者およびその家族などの，精神疾患やストレスなどによる様々な精神的不安，不適応状態などに関する相談を行う。また，必要により，家庭への訪問指導を行う。	●	●	●
精神障がい者ケアマネジメント	こころの健康センター	継続	精神障がい者の地域での日常生活支援のため，精神障がい者関連事業や施設の利用などを有機的に結合し，自立と社会参加の促進を図るため，ケアマネジメントを実施する。	●	●	●
こころの健康推進事業	こころの健康センター	拡充	臨床心理士等によるうつ・ストレス相談や，うつ・ストレスに関するメンタルヘルスセミナー，関係職員研修，普及啓発等を行い，市民のこころの健康の増進を図る。また，自殺対策の研修会や講演会を実施する。	●	●	●
居住サポート事業	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で自立した生活を送るため，相談や情報提供など，障がい者の居住の確保に必要な支援を行う。	●	●	●
地域活動支援センターへの支援	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で活動できる場，また，身近な地域の相談窓口として，地域活動支援センター事業を実施し，障がい者の地域生活支援の促進を図る。	●	●	●

地域自立支援協議会の運営	障がい福祉課	拡充	地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築や，困難事例への対応について定期的な協議を行う。平成22年度より，東西連絡調整会議を廃止し，区自立支援協議会および運営事務局会議を設置することにより体制の強化を行っている。	●	●	●
身体障がい者更生相談所の運営	身体障がい者更生相談所	継続	身体障がい者に関する専門的な相談や，更生医療・補装具についての判定などを行う「新潟市身体障がい者更生相談所」の事業運営を行う。	●	●	●
知的障がい者更生相談所の運営	知的障がい者更生相談所	継続	知的障がい者に関する専門的な相談や，医学的・心理学的な判定などを行う「新潟市知的障がい者更生相談所」の事業運営を行う。	●	●	●
こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営	こころの健康センター	拡充	精神保健福祉に関する中核機関として，相談，研修・教育，研究等を行う「こころの健康センターの事業運営を行う。H23年度より，自殺総合対策を担ういのちの支援室を新設するとともに，障がい福祉課より精神保健福祉室を移管し，精神保健福祉に関するの総合的な機関として，体制を強化している。	●	●	●
発達障がい者支援センター事業	障がい福祉課	継続	発達障がい者に対しては，早期気づき，早期の発達支援を行うとともに，生涯にわたっての支援が必要となるため，その中核となる発達障がい支援センターの運営を行う。	●	●	●
ひきこもり相談支援センター事業	こころの健康センター	継続	ひきこもりの長期化を防ぐため，総合的な窓口を設置し，ひきこもりの支援を促進する。	●	●	●
幼児ことばとこころの相談センター・心身障がい児療育専門相談	障がい福祉課	継続	ことばやこころの発達に障がいのある幼児の相談に応じ，必要な助言および訓練を行う。また，専門指導スタッフによる高度な医療的，臨床心理的助言・指導を行う。	●	●	●
こども発達相談事業	障がい福祉課	継続	就学前の子どものことばが遅い，特定の発音を誤るなどのことばの問題，幼稚園・保育園の集団に上手く適応できないなどの相談に応じ，必要な指導および訓練を専門指導スタッフによる高度な医療的，臨床心理的助言・指導を実施する。 また，各地区(区ごとを予定)における特徴ある療育相談・指導を展開することで，さまざまな療育支援の場を提供し，ことばやこころの発達障がいに対する多様な療育支援を実施する。	●	●	●
難病患者への訪問指導	保健管理課	継続	難病患者や家族が，地域でより良い療養生活を送るために，保健師・看護師による，在宅難病患者に対する訪問指導を実施する。	●	●	●
児童相談所相談・支援事業	児童相談所	継続	政令指定都市に必置である児童相談所を運営することにより，専門的な相談・判定機関として，障がい児の支援を行う。	●	●	●

⑵　在宅サービスの充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）	障がい福祉課	継続	在宅での支援が必要な障がい者に対し，入浴，排せつ，食事の介護等を行う。平成23年10月より，視覚障がい者の移動を支援する同行援護を創設。	●	●	●
短期入所給付費（ショートステイ）	障がい福祉課	継続	介護者の病気等により，障がい者が在宅での生活が一時的に困難になったときに，その期間施設に入所し，入浴，排せつ，食事等の介護を受ける。	●	●	●
共同生活介護・共同生活援助給付費（ケアホーム・グループホーム）	障がい福祉課	継続	障がい者が，地域で自立した生活を送ることを目的として，共同生活の場を提供し，世話人等による必要な介護および支援等を行う。平成23年10月より，国の家賃助成制度開始。	●	●	●
生活介護給付費	障がい福祉課	継続	常に介護を必要とする障がい者に対し，昼間，入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに，創作的活動または生産活動の機会を提供する。	●	●	●
移動支援事業	障がい福祉課	拡充	社会生活上，必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。移動支援部会の報告を受け，平成22年度よりやむを得ない場合は通学・通所の場合についても利用できるようにしたり，一泊以上の旅行にも利用できるようにするなどの改正を行っている。	●	●	●
日中一時支援事業	障がい福祉課	継続	介護者が病気や介護疲れ等の理由で障がい者を日中のみ施設に預け，食事等の介護を受ける。	●	●	●
訪問入浴サービス事業	障がい福祉課	継続	在宅の重度身体障がい者のうち，施設入浴およびヘルパーによる入浴介助の困難な者に対して，自宅に訪問入浴車を派遣する。	●	●	●
居住サポート事業（再掲）	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で自立した生活を送るため，相談や情報提供など，障がい者の住居の確保に必要な支援を行う。	●	●	●
生活サポート事業	障がい福祉課	継続	介護給付支給決定者以外の方に，日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行う。	●	●	●
日常生活用具給付事業	障がい福祉課	継続	重度の障がい者（児）が，在宅での日常生活をより円滑に行えるよう，各種の日常生活用具を給付する。	●	●	●
補装具費支給事業	障がい福祉課	継続	身体機能を補完または代替する補装具を必要とする身体障がい者（児）に対し，その補装具の購入または修理に要する費用について，補装具費を支給する。	●	●	●
障がい者紙おむつ支給事業	障がい福祉課	継続	在宅で常時紙おむつが必要な3歳以上64歳以下の重度障害者（児）等に紙おむつを支給し，障がい者（児）の衛生を確保するとともに，介護者の経済的および精神的負担を軽減する。	●	●	●

在宅難病患者紙おむつ支給事業	保健管理課	継続	在宅で常時紙おむつが必要な特定疾患患者・小児慢性特定疾患患児に紙おむつを支給し，患者の衛生を確保するとともに，介護者の経済的および精神的負担の軽減を図る。	●	●	●
難病患者等居宅生活支援事業	保健管理課	継続	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより，難病患者等の自立と社会参加を促進する。	●	●	●
難病患者等夜間看護サービス事業	保健管理課	継続	在宅で寝たきりの難病患者と家族の生活の質を高め，より良い在宅療養生活を支援するため，在宅寝たきりの人工呼吸器装着および気管切開の難病患者に対して夜間の訪問看護を実施した訪問看護ステーションに対し，補助金を交付する。	●	●	●
身体障がい者福祉電話設置事業	障がい福祉課	継続	一人暮らしの重度身体障がい者に，日常生活の安全と社会活動の便宜供与をするため，福祉電話または特殊機能付き電話を貸与し，その費用の一部を助成する。	●	●	●
身体障がい者あんしん連絡システム事業	障がい福祉課	継続	一人暮らしの在宅重度身体障がい者に，緊急通報装置を給付し，緊急時に24時間体制で受信センターによる出動やサービス提供機関への連絡調整を行う。	●	●	●
障がい者要介護者等歯科保健事業	健康増進課	継続	在宅寝たきり者および在宅重度心身障がい児（者）を対象に，歯科医師の訪問による健診，指導および診療を実施するとともに，介護保険サービス対象外の人を対象に歯科専門職の訪問による歯科保健指導を実施する。	●	●	●

(3) 経済的な支援

事業・施策名	担当課	新•継•拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
特別障害者手当の支給	障がい福祉課	継続	身体・知的または精神の重度の障がいにより，日常生活で常時特別な介護を必要する20歳以上の在宅障がい者に対して，その障がいによって生ずる経済的負担を軽減するために手当を支給する。	●	●	●
特別児童扶養手当の支給	障がい福祉課	継続	在宅の中重度の障がい児を扶養する保護者に対し，その経済的負担を軽減するため，特別児童扶養手当を支給する。	●	●	●
障害児福祉手当の支給	障がい福祉課	継続	在宅の重度障がい児に対し，障がいのために生じる経済的負担を軽減するため，障害児福祉手当を支給する。	●	●	●
在宅難病患者看護手当支給事業	保健管理課	継続	在宅で寝たきりの状態にある特定疾患患者・小児慢性特定疾患患児を常時看護している人に対し，看護手当を支給し，看護人の負担の軽減を図り，患者の保健衛生と看護の向上を図る。	●	●	●

心身障害者扶養共済制度	障がい福祉課	継続	身体・知的・精神障がい者の保護者が，一定期間掛金を拠出することによって，保護者が死亡または重度障がいの状態になったときに，残された障がい者に終身年金を支給する。	●	●	●
福祉タクシー利用助成事業	障がい福祉課	継続	心身障がい者の生活範囲の拡大と社会参加の促進を図るため，タクシー助成券を交付して，タクシー料金の一部を助成する。	●	●	●
自動車燃料費助成事業	障がい福祉課	継続	心身障がい者の生活範囲の拡大と社会参加の促進を図るため，障がい者の移動のために使用する本人または生計同一者の所有する自動車の燃料費の一部を助成する。	●	●	●
自動車改造費助成事業	障がい福祉課	継続	重度身体障がい者の社会参加を図るため，重度身体障がい者が自ら運転するため自動車を改造する場合，またはその家族が自動車を改造する場合に費用の一部を助成する。	●	●	●
自動車運転免許取得費助成事業	障がい福祉課	継続	身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため，自動車運転免許の取得に直接要する費用の一部を助成する。	●	●	●
障がい者等施設通所費助成事業	障がい福祉課	継続	障がい者施設に定期的に通所する障がい者に対し，通所に必要な交通費の一部を助成する。	●	●	●
重度心身障がい者医療費助成	障がい福祉課	継続	重度心身障がい者に対し,保険診療による医療費の自己負担額の一部を助成する。	●	●	●
自立支援医療（更生医療）の給付	障がい福祉課	継続	18歳以上の身体障がい者を対象に，自立と社会経済活動への参加の促進を図るため，現在の障がいを除去または軽減するために必要な医療を給付する。	●	●	●
自立支援医療（育成医療）の給付	健康増進課	継続	身体に障がいのある18歳未満の児童で，医療を受けることにより，機能が回復し日常生活が送られる見込みのある児童を対象に，その障がいを除去，または軽減するために必要な医療を給付する。	●	●	●
自立支援医療（精神通院医療）の給付	障がい福祉課	継続	精神疾患（認知症，てんかんなども含む）で外来通院している方を対象に，継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。	●	●	●
精神障がい者入院医療費助成事業	障がい福祉課	継続	精神障がい者およびその家族の経済的負担を軽減し，治療の促進と福祉の増進を図るため，精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。	●	●	●
障がい福祉サービス利用者負担額軽減事業	障がい福祉課	継続	障がい福祉サービスの利用者負担額が，平成18年４月より応能負担から定率負担へと改正されたことから，負担額を国基準額の２割減として利用者負担額の激変緩和を図る。（平成24年度以降の継続については，国の利用者負担軽減の動向を踏まえて検討する）	●	●	●
人工透析患者通院費助成事業	障がい福祉課	継続	人工透析療法による医療の給付を受けるため，医療機関への通院に要した交通費の一部を助成し，経済的負担の軽減を図り，福祉の増進を図る。	●	●	●

(4)　サービス基盤の充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
障がい者施設・事業所の整備	障がい福祉課	継続	通所事業所や地域活動支援センター，グループホームなど，障がい者が地域で自立していくための，サービス基盤の整備・充実に努める。	●	●	●
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	こころの健康センター	継続	精神科病院で入院している精神障がい者が住みなれた地域で安心して生活することができるよう地域体制整備コーディネーターを配置し，体制整備を行う。	●	●	●
精神障害者地域生活支援施設補助金	こころの健康センター	継続	精神障がい者の自立と社会復帰および社会参加の促進を図るため，精神障がい者が気軽に交流できる地域生活支援施設「いこいの家」の運営費の一部を補助する。	●	●	●
地域活動支援センターへの支援（再掲）	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で活動できる場，また，身近な地域の相談窓口として，地域活動支援センター事業を実施し，障がい者の地域生活支援の促進を図る。	●	●	●
居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）（再掲）	障がい福祉課	継続	在宅での支援が必要な障がい者に対し，入浴，排せつ，食事の介護等を行う。平成23年10月より，視覚障がい者の移動を支援する同行援護を創設。	●	●	●
短期入所給付費（ショートステイ）（再掲）	障がい福祉課	継続	介護者の病気等により，障がい者が在宅での生活が一時的に困難になったときに，その期間施設に入所し，入浴，排せつ，食事等の介護を受ける。	●	●	●
共同生活介護・共同生活援助給付費（ケアホーム・グループホーム）（再掲）	障がい福祉課	継続	障がい者が，地域で自立した生活を送ることを目的として，共同生活の場を提供し，世話人等による必要な介護および支援等を行う。平成23年10月より，国の家賃助成制度開始。	●	●	●
生活介護給付費（再掲）	障がい福祉課	継続	常に介護を必要とする障がい者に対し，昼間，入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに，創作的活動または生産活動の機会を提供する。	●	●	●
福祉ホームへの支援	障がい福祉課	継続	障がい者の自立と社会復帰および社会参加の促進を図るため，住居を必要とする障がい者に対し，低額な料金で居室を提供し，日常生活に必要な相談，支援等を行う福祉ホームの事業費を補助する。	●	●	●
障がい者福祉センター事業	障がい福祉課	継続	在宅の障がい者に対し，創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか，浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行う。	●	●	●

⑸　地域生活を支える人づくり

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
精神障がい者デイケア	こころの健康センター	継続	精神障がい者に対するリハビリテーションとして，対人関係の改善，日常生活技術の習得や社会生活能力の向上を図り，地域生活への移行を支援する。NPO 法人等，地域の社会資源を取り入れながら，事業を継続する。	●	●	●
精神障がい者家族教室	こころの健康センター	継続	精神障がい者に関する病気や障がいについて知識を深め，また，家族相互の交流を図り，情報を共有することにより，当事者への適切な援助技法を習得する。	●	●	●
精神保健福祉ボランティア講座	こころの健康センター	継続	精神障がい者と市民が協力し合える地域づくりを目指し，地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成し，もって，精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図る。	●	●	●
精神保健福祉人材育成事業	こころの健康センター	継続	精神保健福祉関係機関職員等に対する専門研修および普及啓発研修を行うとともに，企業，団体および市民を対象に，地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成する。	●	●	●
老人精神保健福祉講演会	こころの健康センター	継続	老年期における心の健康（特に認知症やうつ等）に関する正しい理解を深めるとともに，予防に向けた生活リズムなど，市民を対象とした講演会を通して老年期における心の健康の保持増進を図る。	●	●	●
地域自立支援協議会の運営（再掲）	障がい福祉課	拡充	地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築や，困難事例への対応について定期的な協議を行う。平成22年度より，東西連絡調整会議を廃止し，区自立支援協議会および運営事務局会議を設置することにより体制の強化を行っている。	●	●	●

⑹　スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
福祉バスの運行	障がい福祉課	継続	障がい者または障がい者団体の行う研修や社会参加を目的とする活動の際に，リフト付き福祉バス等を運行し，移動手段の面から障がい者の社会参加を支援する。	●	●	●
新潟市障がい者大運動会	障がい福祉課	継続	障がい者の「完全参加と平等」の達成を目指し，障がい者と健常者がスポーツやレクリエーションを通じて，親睦と友情の輪を広めるため，「障がい者大運動会」を開催する。	●	●	●
障がい者スポーツ体制の充実	スポーツ振興課	継続	障がい者スポーツの体制を整備する。 障がい者が身近に参加できる環境の充実を図る。	●	●	●
全国障害者スポーツ大会 選手派遣事業	障がい福祉課	継続	全国障害者スポーツ大会に新潟市を代表して出場する選手の派遣を行う。	●	●	●

新潟県障害者スポーツ大会開催事業	障がい福祉課	継続	県内の障がいのある選手が，日頃鍛えたスポーツの技を競う「新潟県障害者スポーツ大会」を，新潟県とともに開催する。	●	●	●
全国障害者スポーツ大会選手強化事業	障がい福祉課	継続	全国障害者スポーツ大会に派遣する新潟市選手の育成・強化を図るとともに，障がい者の社会参加を促進する事業を実施する。	●	●	●
障がい者スポーツ全国大会参加激励金支給	障がい福祉課	継続	国や公的団体が主催する障がい者スポーツ全国大会等の参加者に激励金を支給する。	●	●	●
障がい者福祉センター事業（再掲）	障がい福祉課	継続	在宅の障がい者に対し，創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか，浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行う。	●	●	●
障がい者アート支援事業	障がい福祉課	継続	障がい者の新たな生きがい・楽しみづくりや，活動を通じた地域交流・社会参加の広がり，さらには優れた作品が売れることによる工賃の増加を目指し，先進事例セミナーの開催など障がい者アート活動の支援を行う。	●	●	●

(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

事業・施策名	担当課	新•継•拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
コミュニケーション支援事業	障がい福祉課	拡充	障がいのため，意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話奉仕員，要約筆記奉仕員等の派遣を行い，意思疎通の円滑化を図る。	●	●	●
点訳推進事業	障がい福祉課	継続	日常生活に必要な情報が不足しがちな視覚障がい者に対し，行政情報や一般刊行物を点字化して配布し，視覚障がい者の情報獲得の一助とする。	●	●	●
音声訳推進事業	障がい福祉課	継続	日常生活に必要な情報が不足しがちな視覚障がい者に対し，「福祉のしおり」などのガイドブックを音声化して配布し，視覚障がい者の情報獲得の一助とする。	●	●	●
手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業	障がい福祉課	継続	聴覚障がい者の社会参加のため，手話または要約筆記の技術および知識を修得した奉仕員の養成・技術向上のための講習会を実施する。	●	●	●
手話通訳者設置事業	障がい福祉課	継続	各区役所に手話等でコミュニケーションができる窓口相談員を配置する。	●	●	●
福祉サービスガイドブックの発行	障がい福祉課	継続	障がい福祉に関する制度やサービスなどについての情報提供を図るため，ガイドブックを発行する。（「福祉のしおり」，「精神保健福祉情報ガイド」，「障がい福祉サービス等利用ガイドブック」）	●	●	●

点字・声の広報	広　報　課	拡充	視覚障がい者や視力の弱い市民のため，市報の点字版や音声版（カセットテープ版・デイジー版・一般ＣＤ版）を作成し，毎週郵送することにより市政情報を提供する。	●	●	●
手話付き広報テレビ	広　報　課	継続	聴覚障がい者や耳の不自由な市民のために，市政テレビ番組「さわやか新潟」(年4回)に手話通訳を付け，市政情報を提供する。	●	●	●
ホームページによる情報発信	広　報　課	継続	コンテンツマネジメントシステム（CMS）を導入し，ホームページのデザインや情報構成を見直すことで，さらに利用しやすいホームページとするためのリニューアルを行う。ホームページの内容を充実させることはもちろん，高齢者や様々な障がいがある利用者にも，利用にあたって不自由さを感じることのないユニバーサルデザインに対応したページを作成する。	●	●	●
障がい者福祉センター事業（再掲）	障がい福祉課	継続	在宅の障がい者に対し，創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか，浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行う。	●	●	●
障がい者ＩＴサポート事業	障がい福祉課	継続	新潟市における障がい者のＩＴ技術に関するニーズをはじめ，障がい者一人ひとりの特性に合わせた支援に関するノウハウの収得を目指す。障がい者のＩＴ技術の修得を支援することにより，社会参加の促進を図る。	●	●	●

⑻　権利擁護の推進

事業・施策名	担当課	新･継･拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	継続	判断能力が充分ではない障がい者に対して，権利擁護および法的地位の安定性を図るため，成年後見制度利用に係る費用を助成することにより，対象者の福祉の増進を図る。権利擁護部会における議論を踏まえ制度の普及を図る。	●	●	●
障がい者相談支援事業（再掲）	障がい福祉課	拡充	在宅の障がい者およびその家族に対して，各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的に行い，障がい者の自立と社会参加の促進を図る。さらに，４区に障がい児支援コーディネーターを配置することにより，乳幼児期における早期の支援体制を確立し，保護者の負担や不安の軽減を図り，ライフステージに応じた継続的な支援を実現する。	●	●	●
法律相談の実施	障がい福祉課	継続	障がい者とその家族を対象として，相続，金銭，契約などに関する，弁護士による法律相談を実施する。	●	●	●
日常生活自立支援事業	福祉総務課	継続	認知症や障がい等により判断能力が不十分な方が，生活に必要な福祉サービスを利用しながら地域で安心して暮らすことが出来るよう，生活支援員を派遣して，福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理などの援助を行い，地域生活を支援する。	●	●	●

障がい者虐待防止対策事業	障がい福祉課	新規	障がい者虐待の通報・届出の受理，相談・指導・助言，広報を行う市町村障がい者虐待防止センターの設置や一時保護を始めとする個別支援を実施する。	●	●	●

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

事業・施策名	担当課	新•継•拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
乳幼児健康診査	健康増進課	継続	乳幼児に対し，身体発育・運動発達・精神発達・歯科などについて健康診査を実施する。また，子育てやことばの発達，食生活の助言および歯科保健指導などをあわせて実施する。	●	●	●
車いす身体障がい者健康診査事業	障がい福祉課	継続	褥瘡，変形，膀胱機能障がい等の二次障がいの予防のため，車いすを常時使用する在宅の身体障がい者を対象に，委託医療機関での健康診査を全額公費負担で実施する。	●	●	●
老人精神保健福祉講演会（再掲）	こころの健康センター	継続	老年期における心の健康（特に認知症やうつ等）に関する正しい理解を深めるとともに，予防に向けた生活リズムなど，市民を対象とした講演会を通して老年期における心の健康の保持増進を図る。	●	●	●
訪問指導事業	健康増進課	継続	療養上の保健指導が必要な人に対して，保健師・看護師などが訪問し，本人および家族に対し必要な保健指導および栄養指導を行い，心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。	●	●	●
幼児ことばとこころの相談センターの運営	障がい福祉課	継続	ことばやこころの発達に心配や遅れのある幼児の相談に応じ，障がいに早期気づきや早期支援を行う。個人支援と集団支援を実施。	●	●	●
ひしのみ園の運営	障がい福祉課	継続	こころや身体の発達に心配や遅れのある就学前の児童に対し，早期療育を行う。	●	●	●
児童発達支援センターの運営	障がい福祉課	新規	児童発達支援センターで専門機能を活かし，地域の障がい児やその家族への相談，障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど，地域の中核的な療育支援を行う。	●	●	●
児童相談所相談・支援事業（再掲）	児童相談所	継続	政令指定都市に必置である児童相談所を運営することにより，専門的な相談・判定機関として，障がい児の支援を行う。	●	●	●
発達障がい者支援センター事業（再掲）	障がい福祉課	継続	発達障がい者に対しては，早期気づき，早期の発達支援を行うとともに，生涯にわたっての支援が必要となるため，その中核となる発達障がい支援センターの運営を行う。	●	●	●

ひきこもり相談支援センター事業（再掲）	こころの健康センター	継続	ひきこもりの長期化を防ぐため，総合的な窓口を設置し，ひきこもりの支援を促進する。	●	●	●
精神保健福祉相談事業（再掲）	こころの健康センター	継続	精神障がい者およびその家族などの，精神疾患やストレスなどによる様々な精神的不安，不適応状態などに関する相談を行う。また，必要により，家庭への訪問指導を行う。	●	●	●

⑵　医療およびリハビリテーションの充実

事業・施策名	担当課	新•継•拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
機能訓練事業	健康増進課	継続	40歳～64歳で心身の機能が低下している者に対し，心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより，閉じこもりを防止し，日常生活の自立を助け，介護を要する状態になることを予防する。	●	●	●
障がい者要介護者等歯科保健事業（再掲）	健康増進課	継続	在宅寝たきり者および在宅重度心身障がい児（者）を対象に，歯科医師の訪問による健診，指導および診療を実施するとともに，介護保険サービス対象外の人を対象に歯科専門職の訪問による歯科保健指導を実施する。	●	●	●
療養介護給付費	障がい福祉課	継続	医療と常時介護を必要とする障がい者（筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者）に対し，医療機関で機能訓練・療養上の管理，看護，介護および日常生活の世話を行う。	●	●	●
重度心身障がい者医療費助成（再掲）	障がい福祉課	継続	重度心身障がい者に対し,保険診療による医療費の自己負担額の一部を助成する。	●	●	●
自立支援医療（更生医療）の給付（再掲）	障がい福祉課	継続	18歳以上の身体障がい者を対象に，自立と社会経済活動への参加の促進を図るため，現在の障がいを除去または軽減するために必要な医療を給付する。	●	●	●
自立支援医療（育成医療）の給付（再掲）	健康増進課	継続	身体に障がいのある18歳未満の児童で，医療を受けることにより，機能が回復し日常生活が送られる見込みのある児童を対象に，その障がいを除去，または軽減するために必要な医療を給付する。	●	●	●
自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）	障がい福祉課	継続	精神疾患（認知症，てんかんなども含む）で外来通院している方を対象に，継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。	●	●	●
精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）	障がい福祉課	継続	精神障がい者およびその家族の経済的負担を軽減し，治療の促進と福祉の増進を図るため，精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。	●	●	●

小児慢性特定疾患治療研究事業	健康増進課	継続	小児慢性疾患のうち，国で定めた特定疾患にかかっている18歳未満の児童で，各疾患の認定基準を満たす児童を対象に医療費の給付を行う。また，日常生活用具を給付し，日常生活の便宜を図る。	●	●	●
精神保健福祉調査研究事業	こころの健康センター	継続	ひきこもり，摂食障がい，思春期，認知症，災害時のメンタルヘルス等に対する専門分野の調査研究を進め，あわせて関係機関に対する技術援助を実施する。	●	●	●
口腔保健福祉センター事業	健康増進課	継続	休日の急患歯科診療を行うほか，予約制で一般の歯科診療所で治療が難しい，障がい者や高齢者を対象とした歯科診療などを行う。	●	●	●

(3)　精神保健と医療施策の推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）	こころの健康センター	拡充	精神保健福祉に関する中核機関として，相談，研修・教育，研究等を行う「こころの健康センターの事業運営を行う。H23年度より，自殺総合対策を担ういのちの支援室を新設するとともに，障がい福祉課より精神保健福祉室を移管し，精神保健福祉に関するの総合的な機関として，体制を強化している。	●	●	●
精神科救急医療体制の確保	こころの健康センター	継続	休日・夜間における緊急な精神科医療を必要とする，精神障がい者等のための精神科救急医療システムを整備し，精神障がい者やその家族が安心して生活できる地域づくりを進める。	●	●	●
精神保健福祉相談事業（再掲）	こころの健康センター	継続	精神障がい者およびその家族などの，精神疾患やストレスなどによる様々な精神的不安，不適応状態などに関する相談を行う。また，必要により，家庭などへの訪問指導を行う。	●	●	●
精神障がい者ケアマネジメント（再掲）	こころの健康センター	継続	精神障がい者の地域での日常生活支援のため，精神障がい者関連事業や施設の利用などを有機的に結合し，自立と社会参加の促進を図るため，ケアマネジメントを実施する。	●	●	●
こころの健康推進事業（再掲）	こころの健康センター	拡充	臨床心理士等によるうつ・ストレス相談や，うつ・ストレスに関するメンタルヘルスセミナー，関係職員研修，普及啓発等を行い，市民のこころの健康の増進を図る。さらに上記に加え，自殺対策の研修会や講演会を実施する。	●	●	●
精神保健福祉調査研究事業（再掲）	こころの健康センター	継続	ひきこもり，摂食障がい，思春期，認知症，災害時のメンタルヘルス等に対する専門分野の調査研究を進め，あわせて関係機関に対する技術援助を実施する。	●	●	●
自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）	障がい福祉課	継続	精神疾患（認知症，てんかんなども含む）で外来通院している方を対象に，継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。	●	●	●

精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）	障がい福祉課	継続	精神障がい者およびその家族の経済的負担を軽減し，治療の促進と福祉の増進を図るため，精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。	●	●	●

3 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
就労移行支援給付費	障がい福祉課	継続	一般企業等への就労を希望する障がい者に，一定期間，就労に必要な知識および能力の向上のために必要な支援を行う。	●	●	●
障がい者雇用奨励助成金の交付	雇用対策課	継続	障がい者を雇用している事業主に対し，国の助成期間終了後，引き続き市の助成金を交付し，障がい者の職場定着を図る。	●	●	●
障がい者職業アドバイザーの配置	雇用対策課	継続	障がい者の雇用促進と雇用の安定を図るため，障がい者が就業している事業所を障がい者職業アドバイザーが訪問し，事業主と障がい者本人へのアドバイスを行うとともに，電話や来所による障がい者の職業相談を実施する。	●	●	●
障がい者多数雇用事業者優遇制度	雇用対策課	新規	あらかじめ登録された市内の障がい者多数雇用事業者から市が物品又は役務を積極的に調達する。	●	●	●
自動車運転免許取得費助成事業（再掲）	障がい福祉課	継続	身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため，自動車運転免許の取得に直接要する費用の一部を助成する。	●	●	●
障がい者ＩＴサポート事業（再掲）	障がい福祉課	継続	新潟市における障がい者のＩＴ技術に関するニーズをはじめ，障がい者一人ひとりの特性に合わせた支援に関するノウハウの収得を目指す。障がい者のＩＴ技術の修得を支援することにより，社会参加の促進を図る。	●	●	●

(2) 福祉施設等への就労の支援

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
授産製品の展示販売の支援	障がい福祉課	継続	各施設・作業所等において障がい者が作った製品や作品の展示・販売を支援することで，障がい者の就労と障がいへの理解の促進を図る。	●	●	●
就労継続支援給付費	障がい福祉課	継続	一般企業等での就労が難しい障がい者に，働く場を提供するとともに，知識および能力の向上のために必要な支援を行う。（雇用型・非雇用型）	●	●	●

障がい者施設・事業所の整備（再掲）	障がい福祉課	継続	通所事業所や地域活動支援センター，グループホームなど，障がい者が地域で自立していくための，サービス基盤の整備・充実に努める。	●	●	●
地域活動支援センターへの支援（再掲）	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で活動できる場，また，身近な地域の相談窓口として，地域活動支援センター事業を実施し，障がい者の地域生活支援の促進を図る。	●	●	●

4 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
発達障がい者支援センター事業（再掲）	障がい福祉課	継続	発達障がい者に対しては，早期気づき，早期の発達支援を行うとともに，生涯にわたっての支援が必要となるため，その中核となる発達障がい支援センターの運営を行う。	●	●	●
児童発達支援センターの運営（再掲）	障がい福祉課	新規	児童発達支援センターで専門機能を活かし，地域の障がい児やその家族への相談，障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど，地域の中核的な療育支援を行う。	●	●	●

(2) 学校教育の充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
特別支援教育サポートネットワーク事業	学校支援課	継続	学校に在籍するLD,ADHD,高機能自閉症等の子どもたちについて，指導方法や校内体制について,専門的な立場から指導，助言するために，特別支援教育サポートセンターを中心にして相談・支援を行うネットワークづくりを実施する。	●	●	●
特別支援教育校内委員会ステップアップ研修	学校支援課	継続	小・中学校に設置されている特別支援教育校内委員会の機能充実を図るため，特別支援教育コーディネーターを対象とした校内委員会ステップアップ研修を企画し，各校の特別支援教育の質的向上を図る。	●	●	●
特別支援教育に関する各種研修	学校支援課	継続	教職員の理解促進や指導力の向上のため，総合教育センターや特別支援教育サポートセンターにおいて特別支援教育に関する研修会を開催する。	●	●	●
特別支援ボランティアシステム	学校支援課	継続	通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒に対して，学習の補助等を行うボランティアを募集し，学校へ派遣する。	●	●	●

(3) 放課後活動の充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
障がい児放課後支援事業	障がい福祉課	継続	障がい児の健全な育成を図るため，専門介護員を配置した放課後活動の場を提供するとともに，保護者の介護による疲労回復や社会参加の促進を支援する。	●	●	●
日中一時支援事業（再掲）	障がい福祉課	継続	介護者が病気や介護疲れ等の理由で障がい者を日中のみ施設に預け，食事等の介護を受ける。	●	●	●
放課後等デイサービス事業	障がい福祉課	新規	学校通学中の障がい児に対し，放課後や夏休み等の長期休暇において，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し，障がい児の自立促進と居場所づくりを推進する。	●	●	●

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
障がい者住宅整備資金融資	障がい福祉課	継続	障がい者または障がい者と同居する家族に対し，障がい者の居住環境を改善するため，障がい者の専用居室等の新築，増改築，または，改造のための資金の貸付を行う。	●	●	●
障がい者向け住宅リフォーム助成事業	障がい福祉課	継続	重度の障がい者がいる世帯に対し，その住宅を障がい者の居住に適するように改造するために必要な費用の一部を助成する。	●	●	●
市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備	住環境政策課	継続	市営住宅の整備・建替えにあたっては，ユニバーサルデザイン化を図り，誰もが生活しやすい住宅の提供を行う。また，建替え時等に障がい者向け住戸の供給を図り，住宅に困窮する低所得者層の障がい者の支援を行う。	●	●	●
障がい者が自立し安心して暮らせる住環境の創出	住環境政策課	継続	障がい者住宅整備資金融資，障がい者向け住宅リフォーム助成事業等，各種の助成・融資制度の活用促進に向けた情報提供を行う。	●	●	●
居住サポート事業（再掲）	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で自立した生活を送るため，相談や情報提供など，障がい者の住居の確保に必要な支援を行う。	●	●	●

(2)　安心・安全なまちづくりの推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
人にやさしい歩道整備事業	土木総務課	継続	高齢者や障がい者が安心して快適に移動できる環境を整備するため，既存歩道の段差切下げや点字・誘導ブロックの設置などを推進する。	●	●	●
交通バリアフリー推進事業	道路計画課	継続	新潟市交通バリアフリー基本構想の元となった，交通バリアフリー法によって指定した「特定経路」の一部を，H20にバリアフリー新法(『高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』)第２条第９号に規定する「特定道路」として指定した。 指定路線について，H24年度までのバリアフリー化完了を目指す。	●	－	－
交通バリアフリー推進事業	都市交通政策課	継続	新潟市交通バリアフリー基本構想に基づき，駅，道路，信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者へ働きかけ一体的に進める。さらに，交通事業者が管理する施設へのバリアフリー化を支援する。	●	●	●
福祉のまちづくり推進事業	障がい福祉課	継続	障がいの有無にかかわらず，誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」をすすめるために，新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議などにより，民間施設を含めたバリアフリーを図るとともに，心のバリアフリーを促進するため，一般市民への啓発事業を実施する。	●	●	●

(3)　防災対策および災害時支援体制の整備

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
災害時要援護者対策事業	危機管理防災課	継続	災害時要援護者申請・登録制度に基づき作成した要援護者名簿や，避難誘導資機材を地域に提供するとともに，中高生を対象とした防災講習会を開催するなど，地域で共に助け合う要援護者避難支援体制の強化を図る。	●	●	●
にいがた防災メールの配信	危機管理防災課	継続	避難勧告等の緊急を要する災害関連情報をＥメールにより伝達する。	●	●	●
福祉避難所指定と災害時支援体制の整備	障がい福祉課	新規	大規模災害発生時に，障がいの特性に応じたきめ細かい支援が行える福祉避難所の指定を進め，障がい特性に応じた情報提供を行う，必要な福祉用具等にも速やかに対応するなど災害時支援体制を整備する。	●	●	●
身体障がい者あんしん連絡システム事業（再掲）	障がい福祉課	継続	一人暮らしの在宅重度身体障がい者に，緊急通報装置を給付し，緊急時に24時間体制で受信センターによる出動やサービス提供機関への連絡調整を行う。	●	●	●

6 啓発・広報活動の推進

(1) 障がいと障がい者に対する理解の普及

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
福祉のまちづくり推進事業（再掲）	障がい福祉課	継続	障がいの有無にかかわらず，誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」をすすめるために，新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議などにより，民間施設を含めたバリアフリーを図るとともに，心のバリアフリーを促進するため，一般市民への啓発事業を実施する。	●	●	●
精神障がい者社会適応訓練にかわる新規国モデル事業	こころの健康センター	新規	国が示すモデル事業要綱に基づき，精神障がい者の社会復帰および就労に向けた訓練を行い，自立した生活を促進する。	●	●	●
こころの健康推進事業（再掲）	こころの健康センター	継続	臨床心理士等によるうつ・ストレス相談や，うつ・ストレスに関するメンタルヘルスセミナー，関係職員研修，普及啓発等を行い，市民のこころの健康の増進を図る。	●	●	●
老人精神保健福祉講演会（再掲）	こころの健康センター	継続	老年期における心の健康（特に認知症やうつ等）に関する正しい理解を深めるとともに，予防に向けた生活リズムなど，市民を対象とした講演会を通して老年期における心の健康の保持増進を図る。	●	●	●
夏休みボランティア体験学習	障がい福祉課	継続	社会には様々な人々が固有の価値観をもって生活していることに気付き，互いに認め合うことの大切さを実感し，視野を広げ自己を見直す機会として開催する。（対象者：高校生，大学生等）	●	●	●
市民健康福祉まつり	福祉総務課	継続	市民が福祉の現況や健康づくりについて考え，関心を深めるとともに，市民のたすけあいの輪の広がりを目的に，各種催物を開催する。	●	●	●

(2) 福祉教育の推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
「福祉副読本」の作成	学校支援課	継続	福祉に関する理念や現状などを分かりやすく解説した福祉副読本を作成し，児童・生徒に配布する。	●	●	●

(3)　ボランティア活動の支援・推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
精神保健福祉ボランティア講座（再掲）	こころの健康センター	継続	精神障がい者と市民が協力し合える地域づくりを目指し，地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成し，もって，精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図る。	●	●	●
精神保健福祉人材育成事業（再掲）	こころの健康センター	継続	精神保健福祉関係機関職員等に対する専門研修および普及啓発研修を行うとともに，企業，団体および市民を対象に地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成する。	●	●	●
夏休みボランティア体験学習（再掲）	障がい福祉課	継続	社会には様々な人々が固有の価値観をもって生活していることに気付き，互いに認め合うことの大切さを実感し，視野を広げ自己を見直す機会として開催する。（対象者：高校生，大学生等）	●	●	●

7　計画の推進に向けて

(3)　計画の推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				24	25	26
地域自立支援協議会の運営（再掲）	障がい福祉課	拡充	地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築や，困難事例への対応について定期的な協議を行う。平成22年度より，東西連絡調整会議を廃止し，区自立支援協議会および運営事務局会議を設置することにより体制の強化を行っている。	●	●	●
新潟市障がい者施策審議会の運営	障がい福祉課	継続	障がい者計画等の策定・見直しにかかる意見の聴取や，障がい者施策の推進について必要な事項の調査審議等を行い，その政策の実施状況について監視する。	●	●	●

資　料　編

1 計画策定関係資料

※ここでいう「計画」とは，第２次新潟市障がい者計画・第３期新潟市障がい福祉計画の両方を指します。

(1)　計画策定経過

実施年月	会議名等	主な内容
平成22年12月	新潟市障がい者福祉アンケート実施	
平成23年５月	第１回新潟市障がい者施策推進協議会	計画スケジュール検討
平成23年９月	第２回新潟市障がい者施策推進協議会	計画構成の説明
平成23年10月	第３回新潟市障がい者施策推進協議会	計画骨子案の検討，数値目標及びサービス見込み量の検討
平成23年12月	第４回新潟市障がい者施策推進協議会	計画素案の検討，数値目標及びサービス見込み量の検討
	市議会市民厚生常任委員協議会	計画素案の説明
	第５回新潟市障がい者施策推進協議会	計画素案の検討，数値目標及びサービス見込み量の検討
	新潟市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会	計画素案の説明
平成24年１月	パブリックコメントの実施	市民意見の募集

実施年月	会議名等	主な内容
平成24年２月	第６回新潟市障がい者施策推進協議会	パブリックコメントの報告 計画（案）の説明・承認
	新潟市精神保健福祉審議会	計画（案）の説明
	市議会市民厚生常任委員協議会	計画（案）の説明
	新潟市社会福祉審議会	計画（案）の説明
	２月市議会定例会	計画の報告

⑵　新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿

（※平成24年３月現在　敬称略）

区分	分野	所属等		氏名	備考
障がい者団体	身体障がい	㈱新潟県視覚障害者福祉協会	理事長	松永（マツナガ）秀夫（ヒデオ）	
	身体障がい	ＮＰＯ法人 新潟市ろうあ協会	理事長	柳（ヤナギ）博明（ヒロアキ）	
	知的障がい	㈱新潟地区手をつなぐ育成会	会長	熊倉（クマクラ）範雄（ノリオ）	会長代理
	精神障がい	ＮＰＯ法人 にいがた温もりの会	理事	柏（カシワ）純子（スミコ）	
	発達障がい	ＮＰＯ法人 にいがた・オーティズム	理事長	角田（カクダ）千里（チサト）	
障がい福祉事業者	通所施設	㈱亀田郷芦沼会 ほがらか福祉園	園長	岩崎（イワサキ）久弥（ヒサヤ）	
	入所施設	㈱新潟太陽福祉会 太陽の村	園長	野村（ノムラ）忠男（タダオ）	
	相談支援事業者	㈱自立生活福祉会	事務局長	遁所（トンドコロ）直樹（ナオキ）	
学識経験者・関係行政機関	医師	㈳新潟市医師会	理事	荻荘（オギショウ）則幸（ノリユキ）	
	歯科医師	㈳新潟市歯科医師会	理事	滝（タキ）豊（ユタカ）	
	教育	新潟県立大学	教授	島崎（シマザキ）敬子（ケイコ）	会長
	就労	新潟公共職業安定所	所長	山本（ヤマモト）幸夫（ユキオ）	
	就労	株式会社　大谷	代表取締役	大谷（オオタニ）勝彦（カツヒコ）	
公募委員		公募委員		斎藤（サイトウ）喜美子（キミコ）	
		公募委員		塚野（ツカノ）正治（ショウジ）	

⑶　新潟市障がい者施策審議会条例

（趣　旨）

第１条　この条例は，障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第３項の規定に基づき，新潟市障がい者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組　織）

第２条　審議会は，委員15人以内をもって組織する。

２　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験のある者

⑵　障がい者

⑶　障がい者の福祉に関する事業に従事する者

⑷　関係行政機関の職員

⑸　その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第３条　委員の任期は，３年とする。ただし，再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会　長）

第４条　審議会に会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは，会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会　議）

第５条　審議会の会議は，会長が招集する。

２　審議会は，委員の過半数以上の出席がなければ，会議を開くことができない。

３　審議会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

４　審議会は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（庶　務）

第６条　審議会の庶務は，福祉部において処理する。

（委　任）

第７条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

※新潟市障がい者施策審議会条例の内容は，平成24年4月現在です。

※新潟市障がい者施策推進協議会は新潟市障がい者施策審議会の前名称です。

② 主な用語解説

ア　行

ＩＴ（情報通信技術）

Information Technology の略。コンピューターやデータ通信などに関する技術をまとめた呼び方。

アスペルガー症候群

発達障がいの一種であり，一般的には「知的障がいがない自閉症」とされている。対人関係の障がいや，他者の気持ちの推測力，すなわち心の理論の障がいが特徴とされる。

ＮＰＯ（非営利組織）

Non Profit Organization の略。福祉や環境，まちづくりなどの分野で，自発的に社会貢献活動を行なう，営利を目的としない団体の総称。

カ　行

学習障がい（LD = Learning Disability）

全般的な知的発達の遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する，または推論するなどの特定の能力の習得と使用に，著しい困難を示す様々な障がいを指す。

行政区

政令指定都市では，地域の実情に応じて市域をいくつかの区（行政区）に分けるよう，法律で定められている。行政区には区役所が設置され，市民の日常生活に密接にかかわる行政サービスは，区役所で行うこととなる。新潟市でも，平成19年４月の政令市移行により，８つの行政区が設置された。

グループホーム

障がい者が，世話人から日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い，地域において自立生活していくための暮らしの場。

ケアホーム

グループホームと同様に障がい者が共同生活を営む住居であり，重度の障がい者に対して，主に夜間に食事や入浴，排せつなどの介護等を提供する。

高機能自閉症

自閉症のうち，知的機能の発達の遅れをともなわないもの。

口腔保健福祉センター

市民の口腔保健の向上を目的として設定されている。休日の急患歯科診療を行う他，地域の歯科診療所で治療が難しい，障がい者やご高齢者を対象とした歯科診療や，口腔に関する相談などを行う。所在地は新潟市中央区紫竹山３丁目。

高次脳機能障がい

脳血管障害や頭部外傷で脳が損傷されたために，言語，行為，記憶，注意，認知，思考，学習，コミュニケーションなど，社会生活を行う上で重要な機能が障がいされた状態。

個別支援計画

事業者が，利用者の意向や障がい特性を踏まえて，利用者ごとに作成する支援の具体的内容や目標等を記載した計画のこと。この計画は作成が義務付けられており，事業者は計画に基づきサービスを提供する。また，事業者は定期的に計画の評価をし，必要に応じて見直すこととされている。

コミュニティ

居住地域を同じくし，利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など，生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

サ　行

児童相談所

児童福祉法に基づき，児童の福祉に関する事項について，相談や調査・判定，児童の一時保護などを行う機関。都道府県と政令指定都市に置かれ，新潟市では平成19年４月，新潟市中央区川岸町１丁目に設置。

自閉症

３歳くらいまでに現れ，・他人との社会的関係の形成の困難さ，・言葉の発達の遅れ，・興味や関心が狭く特定のものにこだわる，などを特徴とする行動の障がいのこと。

手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ，手話通訳に必要な手話語彙，手話表現技術及び基本技術を習得し，県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として，手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し，言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う者。平成23年度から試験制度を導入。

障害者週間

毎年12月３日から12月９日が障害者週間。障害者基本法で規定されており，障がいや障がい者について広く感心と理解を深めてもらうとともに，障がい者が社会，経済，文化その他のあらゆる分野の活動に参加することを促進するために設けられた。全国で啓発・広報活動が行われている。

障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障がいのある方，あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて，雇用及び福祉の関係機関との連携の下，就業支援担当者と生活支援担当者が協力して，就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。県内では，新潟市のほか長岡，三条，新発田，上越，十日町，佐渡の各市に設置されている。

障害者自立支援法

障がい者が，自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう，障がいの種別や年齢にかかわらず，共通の制度によって福祉サービスや医療などを給付することを定めた法律。平成18年に施行された。今後「障害者自立支援法」は廃止し，制度の谷間のない支援の提供，個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の

整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）が制定される見込み。

障害者総合福祉法（仮称）

障がい者に係る総合的な福祉法制の制定に向けて，国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において検討を行われ，平成23年８月に骨格に関する提言が出された。平成２５年８月施行が予定されている。

障害者の雇用の促進等に関する法律

「障害者雇用促進法」と称される，障がい者の職業生活における自立促進のための措置を総合的に講じ，障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律。障がい者の法定雇用率などを規定している。

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の外来通院にかかる医療費（薬剤費，検査，デイケアの費用も含む）の自己負担を軽減する制度のこと。

新体系サービス

障害者自立支援法による施設・事業所の新体系のこと。従来は，身体・知的・精神の障がい別に，入所施設，通所施設などが，それぞれ規定されていたが，基本的に三障がいのサービスが統一され，日中活動系や居住系などの施設・事業所体系に変更となった。

身体障がい者更生相談所

身体障害者福祉法に基づき，身体障がい者に関する専門的な相談や，更生医療・補装具についての判定などを行なう機関。都道府県に置かれるが，新潟市でも，政令指定都市移行にあわせて県から事務の移譲を受け，平成19年４月児童相談所に併設して設置。

新・新潟市総合計画

平成19年度から26年度までの新潟市のまちづくりの基本となる計画。「田園とみなとまちが恵みあい，共に育つまち」を基本理念とし，「人びとの英知が集う，日本海交流開港都市」を目指すまちの姿としており，「安心と共に育つ，くらし快適都市」が，障がい福祉関連の都市像となっている。

スペシャルオリンピックス

知的発達障がい者に様々なスポーツトレーニングとその成果の場である競技会を，年間を通して提供するスポーツ組織のこと。アメリカで生まれ，現在は，オリンピックと同じように，夏季世界大会と冬季世界大会が４年ごとに開催されている。

生活習慣病

がん，脳血管障害，心臓疾患，高血圧症，糖尿病など，食習慣，運動習慣，休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が，その発症，進行に関与する疾患群。

精神科救急医療

精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により，夜間や休日に受診を必要とする方のための緊急医療システム。

精神保健福祉センター

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき，都道府県と政令指定都市に設置される精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための機関。正しい知識の普及啓発と調査研究，複雑困難なケースの相談指導などを行う。「こころの健康センター」組織のうち，スタッフ制部門が精神保健福祉センター機能を担っている。

成年後見制度

認知症，知的障がい，精神障がいなどにより，契約等の内容について判断能力が十分でない人を保護するための制度。

世界自閉症啓発デー

平成19年12月に国連総会本会議において，毎年４月２日を「世界自閉症啓発デー」に定める決議が採択された。全国で自閉症をはじめとする発達障がいに関する正しい知識の浸透を図るための啓発活動が行われている。

全国障害者スポーツ大会

障がいのある選手が，競技等を通じ，スポーツの楽しさを体験するとともに，人々の障がいに対する理解を深め，障がい者の社会参加の推進に寄与することを

目的とする，国内最大の障がい者スポーツの祭典。2001年から，国民体育大会終了後に同じ開催地で毎年行われている。

総合福祉会館

「新潟市総合福祉会館」。障がい者や高齢者をはじめ，市民が福祉活動に積極的に参加することのできる拠点施設で，多目的ホールや，機能訓練用プール，作業室，会議室などを備えている。所在地は，新潟市中央区八千代１丁目。

タ　行

地域活動支援センター

障がい者が通所により，創作的活動または生産活動の機会の提供，社会との交流の促進等の便宜を受けることができる施設のこと。障害者自立支援法によって新たに制度化されたものであり，従来の小規模作業所の多くが地域活動支援センターに移行している。

地域自立支援協議会

障がい者への支援の体制の整備を図るため，関係機関，関係団体及び障がい者等の福祉，医療，教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成し，市町村が設置するもの。

機能として，関係機関等が相互の連絡を図ることにより，地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し，関係機関等の連携の緊密化を図るとともに，地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。

地域保健福祉センター

地域住民に身近なところで，保健と福祉の相談やサービスを提供するために設置されている，「保健・医療・福祉」の連携拠点であり，保健師やケースワーカーが常駐している。平成23年12月現在，市内に７ヵ所の地域保健福祉センターが設置されている。

知的障がい者更生相談所

知的障害者福祉法に基づき，知的障がい者に関する専門的な相談や，医学的・心理学的な判定などを行なう機関。都道府県に置かれるが，新潟市でも，政令指定都市移行にあわせて県から事務の移譲を受け，平成19年４月に児童相談所に併

設して設置。

注意欠陥多動性障がい（ADHD = Attention - Deficit / Hyperactivity - Disorder）

年齢あるいは発達に不釣合いな注意力，または衝動性，多動性を特徴とする行動の障がいで，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

てんかん

脳内の神経細胞の異常な電気的興奮にともなって，けいれんや意識障害などが発作的に起こる慢性的な脳の病気。

統合失調症

代表的な精神疾患の一つ。10代後半から20代に発症しやすく，興奮・妄想・幻聴・自閉・感情鈍麻などの症状がみられる。生涯有病率は，1.0～1.5％で，人口100人に1人くらい発病する比較的多い疾患だが，早期治療で重症化が防げるといわれている。

特別支援学級

小学校や中学校で特別支援教育を行っている学級のこと。従来は，「特殊学級」と呼ばれていた。

特別支援教育

学習障がい（LD），注意欠陥多動性障がい（ADHD），高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け，その一人ひとりの教育的ニーズを把握して，その持てる力を高め，生活や学習上の困難を改善または克服するために，適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障がいの程度等に応じて，特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

ナ　行

新潟市交通バリアフリー基本構想

「交通バリアフリー」とは，駅やバスターミナルなどの旅客施設と，その周辺の道路，駅前広場，信号機などを一体的に整備することであり，新潟市では，新潟万代・万代島・白山・寺尾・内野・亀田の６地区を重点整備地区としている。

ノーマライゼーション

障がいの有無により区別されることなく，誰もが相互に人格と個性を尊重し，一般社会の中で普通の生活を送ることができるよう環境を整えていく考え方。

ハ　行

発達障がい

発達障害者支援法では，自閉症，アスペルガー症候群，その他の広汎性発達障がい，学習障がい，注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいであり，通常低年齢において症状が発現するもの，と定義されている。

発達障がい者支援センター

発達障がいへの早期の気づき，早期の発達支援等に資するため，発達障がい者とその家族に対し，専門的な相談に応じ，助言等を行う機関。「新潟市発達障がい支援センター　ＪＯＩＮ（ジョイン）」がある。また，県内では，「新潟県はまぐみ小児療育センター」に附置されている「ＲＩＳＥ（ライズ）」がある。

発達障害者支援法

発達障がいへの早期の気づきし，発達支援を行うことに関する国や地方自治体の責務を明らかにするとともに，発達障がい者の生活全般にわたる支援に関することを定めた法律。平成17年に施行された。

はまぐみ小児療育センター

県立はまぐみ小児療育センター。児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センターであり，医療法に基づく病院でもある。また，障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスも実施している。さらに，障がい児の早期気づき・療育システムにおける県下の中核的診断・療育機関として位置付けられている。所在地は，新潟市中央区水道町１丁目。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で，障壁（バリア）となるものを除去するという意味で，もともとは住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが，より広く，障がい者の社会参加を困難にしている，社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアカウンセラー

共通の体験・背景を持ち，あわせて自分の価値観を押し付けることなく人の話を聴ける人のこと。

ピアカウンセリング

よく似た背景，育ちの歴史，共通の体験を持つ者同士が，お互いに支えあう関係を前提としたカウンセリングのこと。自己信頼に基づいた自己選択と決定を，障がい者自身が力強くできることを目指している。

ひしのみ園

新潟市立ひしのみ園。児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターであり，就学前のこころや身体の発達に心配や遅れのある児童に対し，療育，支援を行っている。定員50名。所在地は，新潟市中央区神道寺南２丁目。

ひまわりクラブ

新潟市の公設の放課後児童クラブ。就労などにより，昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対し，専任の指導員が児童の保護及び遊びを通した健全育成にあたっている。民設民営のものを含め，平成23年12月現在，市内には，98の放課後児童クラブがある。

マ　行

まちなかほっとショップ

市内の25か所の障がい福祉施設で作った食料品・工芸品・日用品などを展示・販売を行う場所として，平成18年９月に開設。現在は，NEXT21の５階「なかなか古町」内にある。

ヤ　行

ユニバーサルデザイン

バリアフリーが，障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し，ユニバーサルデザインは，あらかじめ障がいの有無，年齢，性別，人種等にかかわらず，多様な人々が利用しやすいよう，都市や生活環境をデザインする考え方。

幼児ことばとこころの相談センター

旧こども相談センター。新潟市在住の就学前の幼児に対して，ことばや行動面等についての，様々な相談や支援（中心は発達支援）を行っている新潟市立の機関。所在地は，新潟市中央区水道町１丁目。

要約筆記奉仕員

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し，聴覚障がい者のために要約筆記を行う者。要約筆記とは，聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段の一つで，話し手の内容をつかんで，それを文字にして聴覚障がい者に伝達するもの。

ラ　行

リハビリテーション

障がい者の身体的，精神的，社会的な自立能力向上を目指す，総合的なプログラムであるとともに，それにとどまらず，障がい者のライフステージの全ての段階において，全人間的復権に寄与し，障がい者の自立と参加を目指す考え方。

③ 障害者基本法

目　次

第一章　総則（第一条―第十三条）
第二章　障害者の自立及び社会参加の支援のための基本的施策（第十四条―第三十条）
第三章　障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（第三十一条）
第四章　障害者政策委員会等（第三十二条―第三十六条）
附　則

第一章　総　　則

（目　的）

第一条　この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定　義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二　社会的障壁　障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条　第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一　全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二　全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三　全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条　何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2　社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3　国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（国際的協調）

第五条　第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条　国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（国民の理解）
第七条　国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（国民の責務）
第八条　国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（障害者週間）
第九条　国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。
2　障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。
3　国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（施策の基本方針）
第十条　障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。
2　国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（障害者基本計画等）
第十一条　政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
2　都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
3　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当

該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4　内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5　都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

6　市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7　政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8　第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9　第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第十二条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十三条　政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

（医療、介護等）

第十四条　国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な

施策を講じなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3　国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4　国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5　国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6　国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7　国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

（年金等）

第十五条　国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

（教　育）

第十六条　国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3　国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進し

なければならない。

4　国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

（療　育）

第十七条　国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2　国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

（職業相談等）

第十八条　国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2　国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3　国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

（雇用の促進等）

第十九条　国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2　事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3　国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他

必要な施策を講じなければならない。

（住宅の確保）

第二十条　国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

（公共的施設のバリアフリー化）

第二十一条　国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2　交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3　国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4　国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二条　国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2　国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全

を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3　電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

（相談等）

第二十三条　国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

（経済的負担の軽減）

第二十四条　国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

（文化的諸条件の整備等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

（防災及び防犯）

第二十六条　国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

（消費者としての障害者の保護）

第二十七条　国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

２　事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

（選挙等における配慮）

第二十八条　国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

（司法手続における配慮等）

第二十九条　国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

（国際協力）

第三十条　国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする。

第三章　障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条　国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

２　国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

３　国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難である

ことに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章　障害者政策委員会等

（障害者政策委員会の設置）

第三十二条　内閣府に、障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

2　政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

三　障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

3　内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

（政策委員会の組織及び運営）

第三十三条　政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

2　政策委員会協議会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3　政策委員会の委員は、非常勤とする。

第三十四条　政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十五条　前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な

事項は、政令で定める。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条　都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一　都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三　当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2　前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3　前項にさだめるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4　市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一　市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三　当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附　則（略）

＊障害者基本法の内容は平成24年４月現在です（未施行内容含む）。

第３期新潟市障がい福祉計画

目　次

1　計画策定の趣旨…… 91
2　計画の位置づけ…… 92
3　計画の基本的理念および基本的考え方…… 92
(1)　計画の基本的理念…… 92
(2)　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方…… 93
(3)　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方…… 94
4　計画の期間および見直しの時期…… 96
5　新潟市における障がい者を取り巻く現状…… 96
(1)　障がい者数推移…… 96
(2)　障害福祉サービス利用状況…… 97
(3)　新潟市内におけるサービス基盤整備状況…… 100
6　平成26年度の数値目標…… 102
(1)　福祉施設の入所者の地域生活への移行…… 102
(2)　福祉施設から一般就労への移行等…… 103
(3)　就労移行支援事業の利用者数…… 104
(4)　就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合…… 105
(5)　数値目標を達成するための対応…… 106
7　各年度におけるサービス見込み量とその確保のための方策…… 107
(1)　指定障害福祉サービス…… 107
(2)　相談支援…… 111
(3)　地域生活支援事業…… 112
(4)　各年度におけるサービス見込み量一覧表…… 116
(5)　サービス見込み量確保のための方策…… 119
8　計画の達成状況の点検および評価…… 119

資料編
1　計画策定関係資料
(1)　計画策定経過…… 120
(2)　新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿…… 120
(3)　新潟市障がい者施策審議会条例…… 120
2　障害者自立支援法（抜粋）…… 121

1 計画策定の趣旨

平成18年４月に「障害者自立支援法」が施行され，身体，知的，精神の「三障がい」のサービスの一元化や，障がい福祉サービス体系の再編が行われました。また，障がい者が地域で自立した生活を営めるよう，入所施設からの地域生活への移行や，入院中の精神障がい者の地域生活への移行，福祉施設から一般就労への移行などの就労支援体制の強化，そして，相談支援体制の強化が図られています。

あわせて，障がい者が必要なサービスを安定的に利用できるよう，サービス提供体制を計画的に整備することを目的として，各種サービスの見込み量や数値目標を明記した障がい福祉計画を策定することが，市町村および都道府県に求められています。

そこで，新潟市では平成18年度に，国の基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」平成18年厚生労働省告示395号）に基づき，第１期新潟市障がい福祉計画を策定し，平成23年度の数値目標および平成18年度から平成20年度までの３年間のサービス見込み量を設定し，平成21年１月に国の基本指針が改正されたことから，第１期計画の実績を踏まえ，平成21年度から平成23年度までのサービス見込み量などを設定した第２期障がい福祉計画を策定しました。

第３期障がい福祉計画については，これまでの取組を更に推進するものとなるよう，これまでの実績を踏まえ，新潟市として地域の特性を考慮しながら平成24年度から平成26年度までのサービス見込量などを設定し策定しました。

18年度　19年度　20年度　21年度　22年度　23年度　24年度　25年度　26年度

障害者自立支援法に基づくサービス体系へ

第１期	第２期	第３期
平成18年度から平成20年度 平成23年度を目標とし，地域の実情に応じたサービス見込み量および数値目標の設定	平成21年度から平成23年度 平成23年度を目標とし，地域の実情および第１期計画の実績を踏まえたサービス見込み量および数値目標の設定	平成24年度から平成26年度 平成26年度を目標とし，地域の実情および第１・２期計画の実績等を踏まえたサービス見込み量および数値目標の設定

平成26年度の数値目標およびサービス見込み量

２ 計画の位置づけ

この第３期障がい福祉計画は，障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく，「市町村障害福祉計画」であり，第１・２期計画の実績や新潟市の地域特性を踏まえて策定したものです。

また，この計画は「新・新潟市総合計画」や「新潟市障がい者計画」とも整合性のあるものとなっています。

３ 計画の基本的理念および基本的考え方

この計画の基本的理念およびサービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方については，国の基本指針等に基づき，次のとおりとします。

(1) 計画の基本的理念

障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため，障がい者が必要な障害福祉サービスなどの支援を受けつつ，社会の対等な構成員としての障がい者の自立と社会参加・参画の実現を図っていくことを基本として，障害福祉サービスおよび相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

三障がいの制度の一元化

従来，「身体障がい」，「知的障がい」および「精神障がい」と障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことにより，サービスの充実を図るとともに，どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から，障がい者の生活を地域全体で支える体制を整えるため，地域の社会資源を最大限に活用するとともに，身近な地域におけるサービス拠点づくりやＮＰＯ法人等によるサービスの提供などの社会資源の開発に努める

ことにより，地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

⑵　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

訪問サービスの確保

訪問サービス（居宅介護など）の充実を図り，必要な訪問サービスの確保を進めます。

日中活動の場の確保

障がい者が希望する日中活動の場（生活介護，就労移行支援，就労継続支援，地域活動支援センターなどのサービス提供の場）を確保することを進めます。

グループホーム等の充実を図り，入所から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）およびケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，入所等（施設入所または入院）から地域生活への移行を進めます。

あわせて，障がいのある人の住環境確保にかかる，グループホーム・ケアホーム・施設入所支援などさまざまのニーズについて把握し，適切な対応を検討していきます。

福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業や就労継続支援事業等の推進，地域活動支援センターの整備などを進めることにより，障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，福祉施設における雇用・就労の場を拡大します。

⑶　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう，現在，相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」において，支援機関等によるネットワークの構築とその活用により，処遇困難事例への支援の調整や改善などの作業が行われています。

この地域自立支援協議会には，こうした作業の過程で明らかになった地域でのサービス提供のあり方などの課題整理を行い，障害福祉サービスを担う社会資源の開発や改善，さらには，施策提案や専門的助言などの役割が期待されており，障がい者が安心して地域で自立した生活を営むことができるよう，自立支援協議会の機能を強化し，サービスの提供体制の整備と適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

また，障がい福祉計画を定めたり，変更する場合には，あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くように努めています。

新潟市障がい者地域自立支援協議会の概要

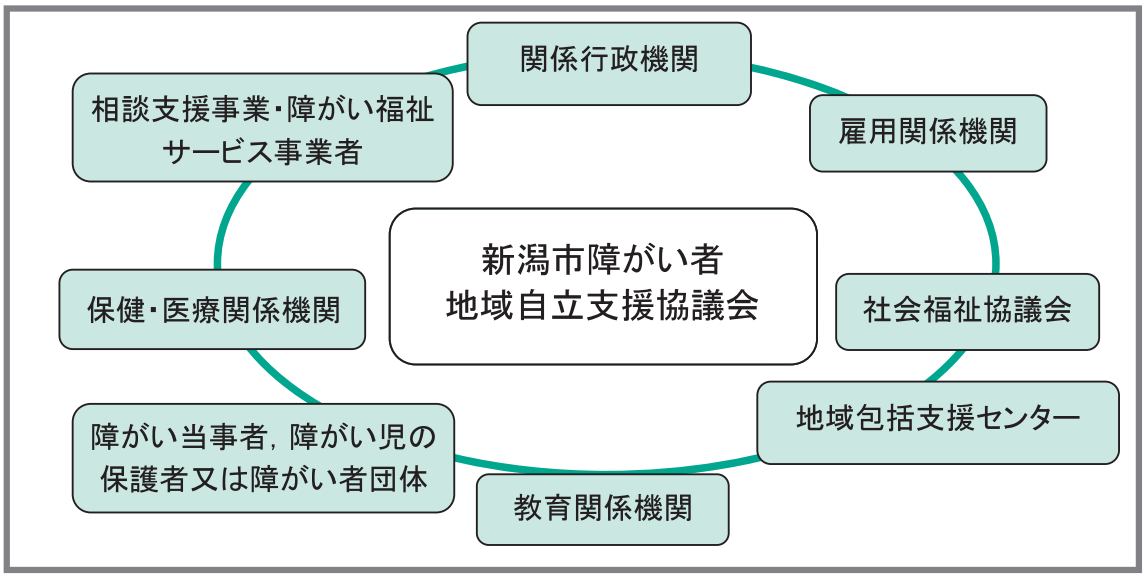

地域の関係機関によるネットワークを構築し，関係者が抱える処遇困難事例への対応のあり方について検討し，サービス提供等を調整します。また，事例を通じて浮き彫りとなる地域課題について，関係機関が持っている情報を共有しながら協議を行い，障害福祉サービスに関する社会資源の開発，改善を図ります。

《組　織　図》

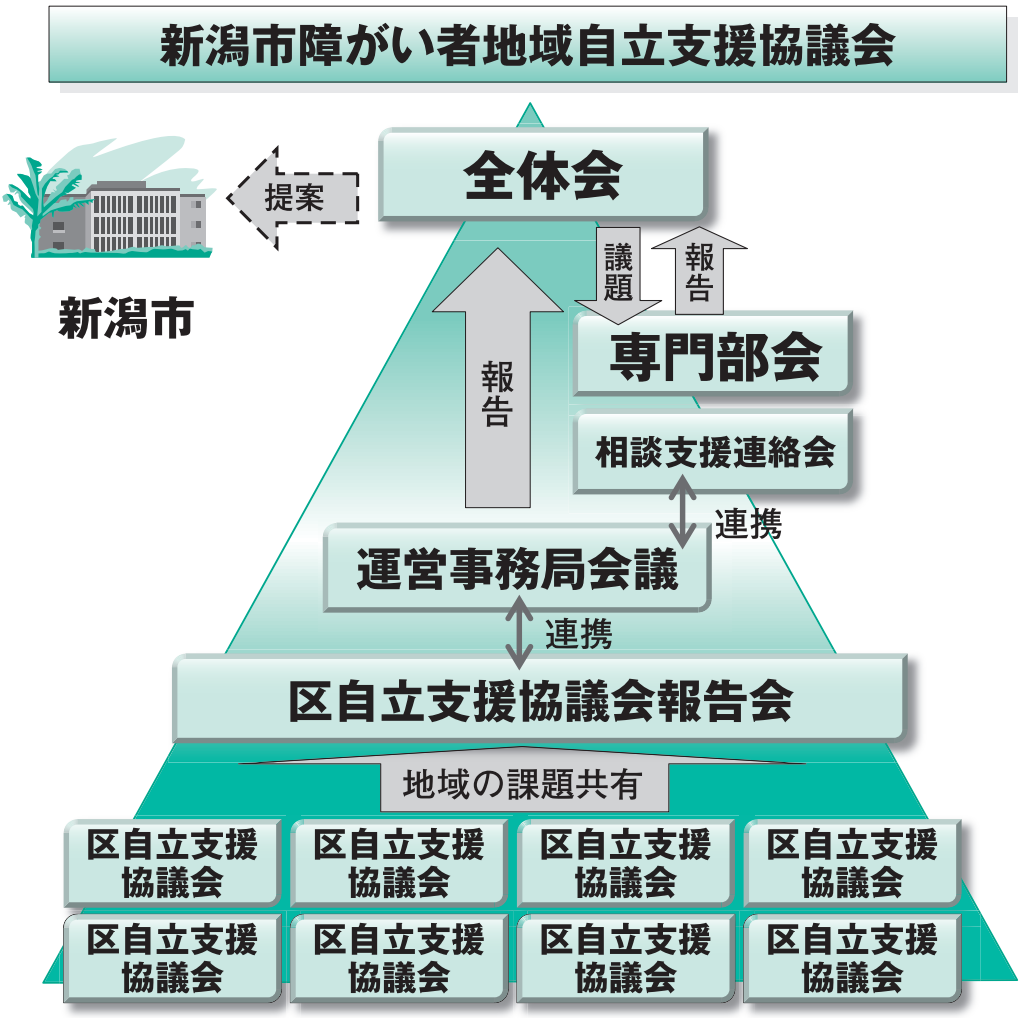

■ 各会議の役割等

会　議　種　類	開催状況	主 な 役 割	内　　容
①　全　体　会	年２回	・協議会総括 ・施策提言	・協議会活動の実績の把握 ・全体の意思確認 ・市への施策提案
②　運営事務局会議	２ヶ月に１回	・協議会の事務局	・協議会を円滑に運営するための協議・調整 ・全体会での議題等の整理
③　区自立支援協議会報告会	３ヶ月に１回	・各区の課題の情報共有	・地域課題の共有・分析
④　区自立支援協議会	３ヶ月に１回	・地域課題の把握	・個別支援会議 ・役割分担確認 ・地域の課題の把握
⑤　専 門 部 会	２ヶ月に１回	・分野別に改善案を提言	・課題解決のための研究 ・具体的な結果を報告

4 計画の期間および見直しの時期

この第３期計画の期間は，平成24年度から平成26年度までの３年間とします。

ただし，障害者総合福祉法（仮称）が平成25年８月までに施行される予定となっていることから，計画期間中に計画を見直すことがあります。

5 新潟市における障がい者を取り巻く状況

(1) 障がい者数推移

手帳所持者の状況等については，「第2次新潟市障がい者計画」の「第1部　総論　7　新潟市における障がい者の状況」を参照してください。

⑵　障害福祉サービス利用状況

旧体系サービス（経過措置）	単　位	20年度	21年度	22年度
入所型施設	利用人員	616	376	191
日中活動系（旧入所）	人日分	12,650	8,272	4,353
居住系（旧入所）	人日分	18,726	11,431	5,647
通所型施設	利用人員	633	480	430
日中活動系（旧通所）	人日分	13,926	10,560	9,660

介護給付	単　位	20年度	21年度	22年度
居宅介護	時間分	15,987	19,101	22,354
行動援護	時間分	542	595	803
重度訪問介護	時間分	3,165	4,738	5,610
重度障がい者等包括支援	時間分	0	0	0
児童デイサービス	人日分	186	278	273
短期入所	人日分	1,117	1,205	1,393
生活介護	人日分	6,380	10,664	16,206
療養介護	人分	24	25	25
共同生活介護	人分	110	129	133
施設入所支援	人分	125	245	432

訓練等給付	単　位	20年度	21年度	22年度
共同生活援助	人分	75	74	86
就労移行支援	人日分	1,100	1,554	1,562
就労継続支援（A型）	人日分	66	438	661
就労継続支援（B型）	人日分	8,052	9,871	11,334
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	20	21
自立訓練（生活訓練）	人日分	220	458	507
自立訓練（宿泊型生活訓練）	人	0	0	0

相談支援	単　位	20年度	21年度	22年度
サービス利用計画作成	人	21	22	33

地域生活支援事業	単　位	20年度	21年度	22年度
相談支援事業				
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所	8	8	9
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
障がい児療育支援事業	箇所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所	3	3	4
住宅入居等支援事業	箇所	8	8	9
成年後見制度利用支援事業	箇所	8	9	9
コミュニケーション支援事業	人	1,742	1,681	1,545
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	52	44	78
自立生活支援用具	件	159	140	190
在宅療養等支援用具	件	256	306	271
情報・意思疎通支援用具	件	168	150	206
排せつ管理支援用具	件	11,471	10,202	11,703
	実人員	1,054	1,130	1,205
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	24	21	33
移動支援事業	箇所	62	64	69
	人	815	887	932
	延時間	96,423	101,536	109,423
地域活動支援センター				
基礎的事業	箇所	22	26	28
	利用見込	533	710	681
機能強化事業	箇所	19	21	20
発達障がい支援センター運営事業	箇所	0	1	1
その他事業				
日中一時支援事業	人日分	14,435	14,145	16,521
生活サポート事業	延時間	674	467	161
訪問入浴サービス事業	人	56	45	52
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	件	408	602	1,624
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2
	利用見込	14	20	20
障がい者ＩＴサポートセンター	箇所	1	1	1

地域生活支援事業	単　位	20年度	21年度	22年度
その他の事業				
手話奉仕員等養成研修事業				
手話奉仕員養成研修	人	98	132	143
要約筆記奉仕員養成研修	人	52	105	120

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「１人１ヶ月あたりの平均利用日数」
※旧体系サービス，介護給付，訓練等給付，相談支援は３月分実績，地域生活支援事業は，利用量等は年間実績であり，箇所数は年度末実績。

⑶　新潟市内におけるサービス基盤整備状況

（平成23年４月１日現在）

①　訪問系サービス（居宅介護，行動援護，重度訪問介護，重度障がい者等包括支援）

居宅介護，行動援護，重度訪問介護	北　区	5	秋葉区	6
	東　区	13	南　区	1
	中央区	26	西　区	16
	江南区	4	西蒲区	4
重度包括障がい者等支援	東　区			1

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

②　日中活動系サービス

		箇所数	定員（人）
新体系サービス	生活介護	28	767
	就労継続支援Ｂ型	37	706
	就労移行支援	12	123
	地域活動支援センター	30	559
旧体系サービス	身体障害者通所授産施設	1	20
	知的障害者通所更生施設	1	30
	知的障害者通所授産施設	3	150
	小規模作業所・通所型グループホーム	3	30

③　居住系（施設系）サービス（施設入所支援，旧体系入所施設）

		箇所数	定員（人）
新体系サービス	施設入所支援	9	460
旧体系サービス	肢体不自由者更生施設	1	30
	精神障害者生活訓練施設	4	80
	精神障害者福祉ホームＢ型	2	60

④　グループホーム，ケアホーム，福祉ホーム

	箇　所　数	定員（人）
グループホーム，ケアホーム	40 （内訳） 北　区 4 東　区 7 中央区 3 江南区 1 秋葉区 4 南　区 4 西　区 12 西蒲区 5	214
福祉ホーム（精神）	2 （内訳：北区1箇所，東区1箇所）	20

⑤　移動支援

北　区	4	秋葉区	4
東　区	11	南　区	1
中央区	15	西　区	10
江南区	3	西蒲区	4

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

⑥　相談支援体制

	相談支援事業 地域療育等支援事業	地域活動支援センターⅢ型（機能強化型）	身体障がい者・知的障がい者相談員
北　区	1箇所	なし	7名
東　区	1箇所	5箇所	13名
中央区	3箇所	3箇所	12名
江南区	1箇所	1箇所	6名
秋葉区	1箇所	1箇所	8名
南　区	1箇所	1箇所	7名
西　区	1箇所	4箇所	12名
西蒲区	1箇所	なし	6名

6 平成26年度の数値目標

施設入所からの地域移行および福祉施設からの一般就労への移行，就労移行支援事業の利用者数，就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合について，国の基本指針等に基づき，平成26年度における数値目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項　　目	数　値	考　　え　　方
基準の施設入所者数	630人	平成17年10月の施設入所者数です。
【目標値】 地域生活移行者数	189人 （30%）	上記のうち，平成26年度末までにグループホーム・ケアホーム等への地域生活移行者数の目標です。

【数値目標】

○平成26年度末までに，平成17年10月現在の施設入所者の30%（189人）が地域生活に移行することを目指します。

○本市における施設入所待機者は，平成23年11月現在で169人いることから，削減見込みについての目標値の設定はせず，平成26年度までの3年間においては，待機者数の解消を目指します。

【実績の状況】

○入所施設から地域生活への移行者数

	20年度まで	21年度まで	22年度まで
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	56人	68人	76人

○施設入所者数の削減

		20 年 度	21 年 度	22 年 度
施設入所者数の削減	施設入所者数	624人	624人	625人
	削　減　数	6人	6人	5人

○地域移行は着実に進んでいますが，施設入所希望待機者が多数いたことから，入所者数の削減は進んでいません。

⑵　福祉施設から一般就労への移行等

項　　目	数　値	考　　え　　方
基準の年間一般就労移行者数	18人	平成17年度において福祉施設等を退所し，一般就労した者の数です。
【目標値】 平成26年度の年間一般就労移行者数	72人 （4倍）	平成26年度において福祉施設等を退所し，一般就労する者の数です。 平成17年度の4倍を目標とします。

【数値目標】

○平成26年度に福祉施設等から一般就労に移行する人を，平成17年度の一般就労移行者数18名の4倍（72人）にすることを目指します。

【実績の状況】

	20 年 度	21 年 度	22 年 度
福祉施設から一般就労への移行者数	31人	37人	44人

○平成22年度の年間一般就労移行者数は，平成17年度実績に対して26人増となっており，少しずつではありますが増加しています。

⑶　就労移行支援事業の利用者数

項　　目	数　値	考　　え　　方
平成26年度末の福祉施設利用者数（※）	2,578人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数です。（見込み）
【目標値】 平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	181人 （７％）	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数です。（見込み）

※福祉施設とは，生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（Ａ型），就労継続支援（Ｂ型）をいいます。

【数値目標】

○平成26年度末における福祉施設の利用者のうち，７％以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指します。

【実績の状況】

		20 年 度	21 年 度	22 年 度
就労移行支援事業の利用者数	福祉施設利用者数	719人	1,230人	1,528人
	就労移行支援利用者数	50人 （7.0%）	82人 （6.7%）	82人 （5.4%）

⑷　就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合

項　　目	数　値	考　　え　　方
平成26年度末の就労継続支援（Ａ型）事業の利用者（a）	80人	平成26年度末において就労継続支援（Ａ型）事業を利用する者の数です。（見込み）
平成26年度末の就労継続支援（Ｂ型）事業の利用者	914人	平成26年度末において就労継続支援（Ｂ型）事業を利用する者の数です。（見込み）
平成26年度末の就労継続支援（Ａ型＋Ｂ型）事業の利用者（b）	994人	平成26年度末において就労継続支援（Ａ型＋Ｂ型）事業を利用する者の数です。（見込み）
【目標値】目標年度の就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合（a）／（b）	8%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち，就労継続支援（Ａ型）事業を利用する者の割合です。

【数値目標】

○平成26年度末において就労継続支援事業（Ａ型またはＢ型）を利用する者のうち，８％以上の者が就労継続支援（Ａ型）事業を利用することを目指します。

【実績の状況】

		20年度	21年度	22年度
就労移行支援事業の利用者数	就労継続支援（Ａ型）事業の利用者（a）	3人	25人	34人
	就労継続支援（Ｂ型）事業の利用者	366人	518人	586人
	就労継続支援（Ａ型＋Ｂ型）事業の利用者（b）	369人	543人	620人
	就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合（a）／（b）	0.8%	4.6%	5.5%

⑸　数値目標を達成するための対応

①　福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する対応

○施設入所待機者の解消に向けた検討委員会を設置し，施設整備などについて継続的に検討を行います。

○地域生活を送る上での受け皿づくりとして，グループホーム・ケアホームや整備を促進するなど，居住の場の確保に努めます。

○グループホーム・ケアホームの整備については，年50人分の定員増を目標として，サービス事業者等と具体的な対応について検討をしていきます。

○特別支援学校卒業生の進路の把握に努めながら，不足する施設整備を促進するとともに，地域で障がい者が安心して過ごせるよう，日中の活動場所となる日中活動系サービスの質の充実を図り，障がい者の就労・雇用支援機関と連携し，就労の促進に努めます。

○地域生活への移行に向けた相談や，地域で利用する福祉サービスの調整を行うなど，円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実に努めます。

○地域で自立した生活をバックアップするものとして，日常の困りごとから，専門的な対応を必要とする相談まで，多様な相談支援ができるよう，関係者との連携も含め体制の整備を進めます。

○グループホームでの生活を体験することで，地域での自立生活を促す意識づくりを支援します。

○地域社会における障がい者への理解不足などにより，グループホームやケアホーム等の居住の場の確保を困難にしている場合もあることから，障がいや障がい者への正しい理解の促進に努めます。

②　福祉施設から一般就労などへの就労移行に関する対応

○関係機関と連携体制を構築し，障がい特性に応じた職業訓練を行うとともに，職業訓練を実施する施設職員を対象とした支援スキル向上のための研修の充実を図り，障がい者の職業能力・社会適応能力の向上に取り組みます。

○障がい者の就労機会を拡大するため，企業に対し，障がい特性や障がい者の就労能力について，関係機関と連携し，正しい理解の促進に努めます。

○就労後の職場定着支援を図るため，就労面のみならず，生活面についても一体的・継続的にフォローアップを進めます。

○障がい者を多数雇用している企業に対し，優先的に市が発注を行うことで，障がい者の安定した雇用につなげます。また，授産作業を行う施設などへ，市の簡易な作業を委託し，工賃の引き上げを図ります。

○特別支援学校卒業生の進路を把握しながら就労支援施設の整備に努めます。

7 各年度におけるサービス見込み量とその確保のための方策

(1) 指定障害福祉サービス

【訪問系サービス】

障がい者の増加傾向とともに，訪問系サービスの利用は伸びています。サービス提供地域を複数区としている事業所も多くあるものの，８つの行政区の間で事業所の偏在がみられ，地域バランスのとれた事業所の確保や，障がい特性に精通したヘルパーの養成機会（研修等）の充実を図る必要があります。

①　居宅介護（介護給付）

自宅で，入浴，排せつ，食事の介護や家事の援助などを行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
居宅介護	時間分（月）	29,910	33,495	36,854
	人　分（月）	926	1,037	1,141

②　行動援護（介護給付）

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に，行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援，外出時における移動中の介護などを行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
行動援護	時間分（月）	961	979	997
	人　分（月）	54	55	56

③　同行援護（介護給付）

視覚障がいにより，移動に著しい困難を有する障がい者等につき，外出時において，その障がい者等に同行し，移動に必要な情報を提供するとともに，移動の支援などを行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
同行援護	時間分（月）	2,213	2,326	2,445
	人　分（月）	151	157	163

④　重度訪問介護（介護給付）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に，自宅で，入浴，排せつ，食事の介護および外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
重度訪問介護	時間分（月）	6,284	6,598	6,598
	人　分（月）	20	21	21

⑤　重度障がい者等包括支援（介護給付）

介護の必要の程度が著しく高い人に，居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
重度障がい者等包括支援	時間分（月）	372	372	372
	人　分（月）	1	1	1

【日中活動系サービス】

日中活動系サービスの利用は伸びており，また，個別支援計画の活用などにより，サービスの質的向上も図られています。今後も利用者の特性に応じたサービス提供体制整備の支援を行うとともに，参入が進んでいない就労継続支援Ａ型などを行う事業者の確保を図る必要があります。

①　短期入所（介護給付）

自宅で介護する人が病気の場合などに，障がいのある人を施設で短期間，入浴，排せつ，食事の介護など日常生活上の支援を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
短期入所	人日分（月）	1,640	1,736	1,808
	人　分（月）	205	217	226

②　生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に，日中の入浴，排せつ，食事の介護等を行うとともに，創作的活動または生産活動の機会を提供します。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
生活介護	人日分（月）	27,148	28,490	29,612
	人　分（月）	1,234	1,295	1,346

③　療養介護（介護給付）

常に医療と介護を必要とする人に，医療機関で，機能訓練，療養上の管理，看護，介護および日常生活の支援を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
療養介護	人　分（月）	109	109	109

④　就労移行支援（訓練等給付）

一般企業等での就労を希望する人に対し，一定期間の支援計画に基づいて，就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行うとともに，適性に応じた職場の開拓や就労後の職場への定着のために必要な支援を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
就労移行支援	人日分（月）	2,618	3,080	3,982
	人　分（月）	119	140	181

⑤　就労継続支援 A 型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し，雇用契約に基づき働く場を提供するとともに，一般就労へ向け知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
就労継続支援 A 型	人日分（月）	1,210	1,430	1,760
	人　分（月）	55	65	80

⑥　就労継続支援 B 型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し，働く場を提供するとともに，知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
就労継続支援 B 型	人日分（月）	19,118	19,602	20,108
	人　分（月）	869	891	914

⑦　自立訓練〔機能訓練〕（訓練等給付）

身体障がいのある人に対し，地域で自立した生活ができるよう，一定期間の支援計画に基づいて，身体機能の向上のための訓練を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
自立訓練（機能訓練）	人日分（月）	22	22	22
	人　分（月）	1	1	1

⑧　自立訓練〔生活訓練〕（訓練等給付）

知的障がいや精神障がいのある人に対し，地域で自立した生活ができるよう，一定期間の支援計画に基づいて，生活能力向上のための訓練を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
自立訓練（生活訓練）	人日分（月）	858	1,034	1,232
	人　分（月）	39	47	56

【居住系サービス】

共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）については，施設・病院からの地域移行の受け皿となるものであることから，さらに整備を進めていく必要があります。併せて施設入所支援についても，必要なサービスの確保に努めます。

①　施設入所支援（介護給付）

施設で夜間等における入浴，排せつ，食事等の介護を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
施設入所支援	人　分（月）	630	630	630

②　共同生活介護〔ケアホーム〕（介護給付）

地域で共同生活を行う住居で，夜間等における入浴，排せつおよび食事等の介護，調理，洗濯および掃除等の家事，生活等に関する相談および助言，就労先その他関係機関との連絡，その他の必要な日常生活上の世話を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
共同生活介護	人　分（月）	175	205	235

③　共同生活援助〔グループホーム〕（訓練等給付）

地域で共同生活を行う住居で，夜間等における日常生活上の援助および相談を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
共同生活援助	人　分（月）	114	134	154

⑵　相　談　支　援

①　計画相談支援（サービス利用計画作成）

障害福祉サービス等を利用する全ての障がい者（児）に対し，障がい者（児）の自立した生活を支え，抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため，サービス利用計画を作成します。

（これまで，地域移行や単身生活者等で福祉サービスの利用について調整が困難な人に対しサービス利用計画を作成し連絡調整を行って来ました。今後の実施に当たっては，相談支援の提供体制が必要となるため，平成24年度から段階的に拡大し，平成26年までに全ての対象者に実施します。）

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
計画相談支援	人（月）	197	392	589

②　地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設や児童福祉施設に入所，または，精神科病院に入院している障がい者に対し，住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談，また，障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
地域移行支援	人（月）	14	14	14

③　地域相談支援（地域定着支援）

施設や病院からの退所・退院や，家族との同居から一人暮らしに移行した人，また，地域生活が不安定な人などに対し，常時の連絡体制を確保し，障がいの特性によって生じた緊急の事態に対しては速やかに駆けつけられる体制を確保し支援します。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
地域定着支援	人（月）	16	20	24

⑶　地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう，多様な事業を実施するとともに，その充実を図っています。とりわけ障害者自立支援法で強化されることとなった相談支援事業については，地域自立支援協議会の機能の充実と併せて，障がい者相談支援事業を各区で展開します。

①　相談支援事業

障がい者や介護者の相談に応じ，必要な情報提供や助言を行いながら，障がい者に必要な援助を行います。

	単　位	24年度	25年度	26年度
障がい者相談支援事業	箇　所	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有　無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業（障がい者相談支援事業の中で行います。）	実施の有　無	有	有	有
住宅入居等支援事業（障がい者相談支援事業の中で行います。）	実施の有　無	有	有	有

②　成年後見制度利用支援事業

障がい者や介護者の相談に応じ，障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
成年後見制度利用支援事業	人（年）	4	5	6

③　コミュニケーション支援事業

聴覚，言語機能，音声機能に障がいのある人に対し，手話奉仕員および要約筆記奉仕員を派遣するとともに，区役所等に手話通訳者を設置し，意思疎通が図れるよう支援します。また，視覚に障がいのある人に対し，点訳，音声訳による支援を行います。

	単　位	24年度	25年度	26年度
手話通訳者設置事業	人（年）	11	11	11
手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣延べ人数（年）	1,673	1,737	1,801

④　日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に，下記の用具について給付を行います。

	単　位	24年度	25年度	26年度
介護訓練支援用具	件（年）	55	55	55
自立生活支援用具	件（年）	215	230	244
在宅療養等支援用具	件（年）	267	271	275
情報・意思疎通支援用具	件（年）	228	248	267
排せつ管理支援用具	件（年）	12,755	13,076	13,397
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件（年）	51	59	66

⑤　移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し，外出のための支援を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
移動支援事業	人（年）	757	783	811
	延時間（年）	91,064	95,707	100,584

⑥　地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供，社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い，障がい者の地域生活の支援を促進します。

	単　位	24年度	25年度	26年度
基礎的事業（自市分）	箇　所	36	38	40
	人（年）	751	781	811
基礎的事業（他市町村分）	箇　所	2	2	2
	人（年）	17	17	17
機能強化事業（自市分）	箇　所	28	31	34
	人（年）	675	720	765
機能強化事業（他市町村分）	箇　所	2	2	2
	人（年）	17	17	17

⑦　発達障がい支援センター運営事業

発達障がい者支援の拠点として，発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
発達障がい支援センター運営事業	箇所	1	1	1
	人（年）	650	650	650

⑧　障がい児等療育支援事業

重症心身障がい児等の地域における生活を支えるため，身近な地域で療育に関する相談に応じたり，助言や指導を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1

⑨　その他の支援事業

○日中一時支援事業

自宅で介護する人が病気の場合などに，障がいのある人を日中，施設で一時的に預かり介護します。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
日中一時支援事業	日分（年）	20,608	23,369	26,500

○生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人に対し，日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより，地域での自立した生活の推進を図ります。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
生活サポート事業	延時間（年）	240	240	240

○訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し，訪問により入浴サービスを提供し，身体の清潔の保持，心身機能の維持を図ります。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
訪問入浴サービス事業	人（年）	56	60	64

○更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

施設に入所，通所して身体機能や生活能力の向上のための訓練を受けている人や，就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を受けている人に対して，訓練に必要な経費等を支給して，社会復帰の促進を図ります。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	件（年）	2,318	2,758	3,282

○福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に対し，低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに，自立した日常生活・社会生活に必要な支援を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2
	人（年）	20	20	20

○障がい者ＩＴサポート事業

障がい者が情報技術（ＩＴ）機器を使って，活動の幅を広げられるよう，障がいに応じた支援機器の選択や，利用方法などについて相談支援を行います。

	単　位	24 年 度	25 年 度	26 年 度
障がい者ＩＴサポートセンター	箇所	1	1	1

○手話奉仕員等養成研修事業

聴覚障がい者等の交流活動の推進を図り，意思疎通のための情報支援者として，聴覚障がい者等福祉に理解と熱意を有する者を養成します。

手話奉仕員等養成研修事業	単　位	24年度	25年度	26年度
手話奉仕員養成研修	登録者数（人）	151	156	161
要約筆記奉仕員養成研修	登録者数（人）	140	150	160

⑷　各年度におけるサービス見込み量一覧表

各年度におけるサービス見込み量一覧表

サービス種別			単位	24年度	25年度	26年度
指定障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	時間分（月）	29,910	33,495	36,854
			人分（月）	926	1,037	1,141
		行動援護	時間分（月）	961	979	997
			人分（月）	54	55	56
		同行援護	時間分（月）	2,213	2,326	2,445
			人分（月）	151	157	163
		重度訪問介護	時間分（月）	6,284	6,598	6,598
			人分（月）	20	21	21
		重度障がい者等包括支援	時間分（月）	372	372	372
			人分（月）	1	1	1
	日中活動系サービス	短期入所	人日分（月）	1,640	1,736	1,808
			人分（月）	205	217	226
		生活介護	人日分（月）	27,148	28,490	29,612
			人分（月）	1,234	1,295	1,346
		療養介護	人分（月）	109	109	109
		就労移行支援	人日分（月）	2,618	3,080	3,982
			人分	119	140	181
		就労継続支援Ａ型	人日分（月）	1,210	1,430	1,760
			人分（月）	55	65	80
		就労継続支援Ｂ型	人日分（月）	19,118	19,602	20,108
			人分（月）	869	891	914
		自立訓練（機能訓練）	人日分（月）	22	22	22
			人分（月）	1	1	1
		自立訓練（生活訓練）	人日分（月）	858	1,034	1,232
			人分（月）	39	47	56
	居住系サービス	施設入所支援	人分（月）	630	630	630
		共同生活介護（ケアホーム）	人分（月）	175	205	235
		共同生活援助（グループホーム）	人分（月）	114	134	154

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「１人１ヶ月あたりの平均利用日数（通所系=22日）」
※指定障害福祉サービスは月間の見込み量

各年度におけるサービス見込み量一覧表

サービス種別			単位	24年度	25年度	26年度
相談支援		計画相談支援	人（月）	197	392	589
		地域移行支援	人（月）	14	14	14
		地域定着支援	人（月）	16	20	24
地域生活支援事業	相談支援事業	障がい者等相談支援事業	箇所	9	9	9
		基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
		市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
		住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	人（年）	4	5	6
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	人（年）	11	11	11
		手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣延べ人数（年）	1,673	1,737	1,801
	日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件（年）	55	55	55
		自立生活支援用具	件（年）	215	230	244
		在宅療養等支援用具	件（年）	267	271	275
		情報・意思疎通支援用具	件（年）	228	248	267
		排せつ管理支援用具	件（年）	12,755	13,076	13,397
		居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件（年）	51	59	66
	移動支援事業	移動支援事業	人（年）	757	783	811
			延時間（年）	91,064	95,707	100,584

※指定障害福祉サービス，相談支援は月間の見込み量。地域生活支援事業は年間の見込み量

各年度におけるサービス見込み量一覧表

サービス種別				単位	24年度	25年度	26年度
地域生活支援事業	地域活動支援センター事業	基礎的事業（自市分）		箇所	36	38	40
				人（年）	751	781	811
		基礎的事業（他市町村分）		箇所	2	2	2
				人（年）	17	17	17
		機能強化事業（自市分）		箇所	28	31	34
				人（年）	675	720	765
		機能強化事業（他市町村分）		箇所	2	2	2
				人（年）	17	17	17
	発達障がい支援センター運営事業	発達障がい支援センター運営事業		箇所	1	1	1
				人（年）	650	650	650
	障がい児等療育支援事業	障がい児等療育支援事業		箇所	1	1	1
	その他地域生活支援事業	日中一時支援事業		日分（年）	20,608	23,369	26,500
		生活サポート事業		延時間（年）	240	240	240
		訪問入浴サービス事業		人（年）	56	60	64
		更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		件（年）	2,318	2,758	3,282
		福祉ホーム事業		箇所	2	2	2
				人（年）	20	20	20
		障がい者ＩＴサポートセンター		箇所	1	1	1
		手話奉仕員等養成研修事業	手話奉仕員養成研修	登録者数（人）	151	156	161
			要約筆記奉仕員養成研修	登録者数（人）	140	150	160

※地域生活支援事業は年間の見込み量

⑸　サービス見込み量確保のための方策

○地域自立支援協議会などを通じて，指定障害福祉サービス，指定相談支援および地域生活支援事業を行う意向を有する事業者の把握に努めます。

○事業者等に広く情報提供を行うなどの方法により，障がいの種別なく事業者の参入を引き続き促進します。

○国や県の補助事業などを積極的に活用して，サービス提供基盤の整備に努めます。

8　計画の達成状況の点検および評価

各年度における障がい福祉計画のサービス見込み量等の達成状況については，新潟市障がい者地域自立支援協議会および新潟市障がい者施策審議会において，点検・評価を行い，計画の具体化に向けた調整や協議を行います。

資　料　編

1 計画策定関係資料

(1)　計画策定経過

計画の策定経過については，「第 2 次新潟市障がい者計画」の「資料編 1 (1)」を参照してください。

(2)　新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿

新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿については「第 2 次新潟市障がい者計画」の「資料編 1 (2)」を参照してください。

(3)　新潟市障がい者施策審議会条例

新潟市障がい者施策審議会条例については，「第 2 次新潟市障がい者計画」の「資料編 1 (3)」を参照してください。

2 障害者自立支援法（抜粋）

第五章　障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条　厚生労働大臣は，障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し，自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2　基本指針においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

二　次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

三　その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3　厚生労働大臣は，基本指針を定め，又はこれを変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条　市町村は，基本指針に即して，障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村障害福祉計画においては，各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるものとする。

3　市町村障害福祉計画においては，前項に規定するもののほか，次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4　市町村障害福祉計画は，当該市町村の区域における障害者等の数，その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村障害福祉計画は，障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者

計画，社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6　市町村は，市町村障害福祉計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7　市町村は，第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会（以下この項及び次条第六項において「自立支援協議会という」を設置したときは，市町村障害福祉計画を定め，又は変更使用とする場合はあらかじめ，自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

8　障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は，市町村障害福祉計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，当該機関の意見を聴かなければならない。

9　市町村は，市町村障害福祉計画を定め，又は変更しようとするときは，第二項に規定する事項について，あらかじめ，都道府県の意見を聴かなければならない。

10　市町村は，市町村障害福祉計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条　都道府県は，基本指針に即して，市町村障害福祉計画の達成に資するため，各市町村を通ずる広域的な見地から，障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務のえんかつな実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2　都道府県障害福祉計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二　各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

3　都道府県障害福祉計画においては，前項各号に掲げる事項のほか，次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

三　指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

に関する事項

四　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4　都道府県障害福祉計画は，障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画，社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5　都道府県障害福祉計画は，医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって，精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。

6　都道府県は，自立支援協議会を設置したときは，都道府県障害福祉計画を定め，又は変更しようとする場合において，あらかじめ，自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7　都道府県は，都道府県障害福祉計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

8　都道府県は，都道府県障害福祉計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（自立支援協議会の設置）

第八十九条の二　地方公共団体は，単独で又は共同して，障害者等への支援の体制を整備を図るため，関係機関，関係団体及び障害者等の福祉，医療，教育，雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項にといて「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2　前項の自立支援協議会は，関係機関等が相互の連絡を図ることにより，地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し，関係機関等の連携の緊密化を図るとともに，地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（都道府県知事の助言等）

第九十条　都道府県知事は，市町村に対し，市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2　厚生労働大臣は，都道府県に対し，都道府県障害福祉計画の作成の手法その他

都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（国の援助）

第九十一条　国は，市町村又は都道府県が，市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは，当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

※障害者自立支援法の内容は，平成24年４月現在です。

■第２次新潟市障がい者計画・第３期新潟市障がい福祉計画■

発行：新潟市　　発行年月：平成24年３月

新潟市 福祉部 障がい福祉課
〒951-8550　新潟市中央区学校町通１番町602－１
電話 025(226)1247　FAX 025(223)1500